

平成21年第4回竜王町議会定例会（第3号）

平成21年12月18日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 榎雪国まいたけの工場建設の見通しと対処方策について……………蔵口嘉寿男議員
- 2 鏡山展望台の管理と散策道の整備について……………山添勝之議員
- 3 自治会(集落)と行政との相関関係について……………山添勝之議員
- 4 県事業の町負担金について……………小森重剛議員
- 5 新年度予算編成について……………小森重剛議員
- 6 自営業者に支援を……………若井敏子議員
- 7 2010NPT国際署名を町上げてとりくもう……………若井敏子議員
- 8 教育の充実を願う立場で……………若井敏子議員
- 9 通学道路の安全対策について……………若井敏子議員
- 10 「公契約条例」の制定を……………若井敏子議員
- 11 国道477号歩道の交通安全柵の設置について……………大橋弘議員
- 12 竜王町のライフラインの危機管理について……………菱田三男議員
- 13 壮年層からの介護予防について……………貴多正幸議員
- 14 学力・学習の状況について……………岡山富男議員
- 15 地元企業・商工業の育成を……………岡山富男議員
- 16 ペットのフンポイ捨て禁止について……………岡山富男議員
- 17 継続可能な介護予防について……………山田義明議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	若井政彦	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長 兼心得兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	田中秀樹
教育次長 兼生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	村井耕一	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いします。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問をお願いします。

それでは、1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、㈱雪国まいたけの工場建設の見通しと対処方策について質問いたします。

昨年来からの金融危機を発端とする世界的な不況は厳しさを増し、竜王町の本年度予算において、法人町民税が当初予算の見積もりから2億円が見込めないとされていますが、産業振興や雇用が見込める雪国まいたけの工場建設を期待していましたが、去る6月22日の竜王町長宛ての㈱雪国まいたけの社長からの回答で、工場建設の目途が立たず、同社の責任で当該用地を他社事業に活用することです。

農村工業導入促進事業の延長期限や今後の進め方において、会社の意向が優先して行われるのではないかと危惧するところであります。本町としての今後の対処方策について伺います。特に、雪国まいたけ自身が他社事業を活用する企業立地が可能かどうか、これは先延ばしの回答ではないかと推測するところです。

次に、農村工業導入促進法による計画変更が、新たな企業立地をもたらす業種にまで拡大が可能かどうかについて、お伺いいたします。さらに、竜王町独自で新規立地をしてくれる企業探しや、民間のコンサルタントによる企業応募の方法などの方策は考えられないのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 蔵口嘉寿男議員の「㈱雪国まいたけの工場建設の見通しと対処方策について」のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問に対し個別にお答えする前に、雪国まいたけから町長宛てにいただいた文書の要旨について説明をさせていただきます。農工計画の期限である平成22年3月末までに自社での工場建設が間に合わなくなり、また、多少の期間延長でもその方向性を固めることすら難しい状況となりましたことから、その時点で現実的に少しでも工場建設計画を動かすためには、他社の力を借りるしかない旨、了解をいただきたいとのことでありました。これは、先般、報道されたとおりであり、この時点では、比較的短い期間で優良企業を後継にできる話があったからでございます。

しかしながら、この話は長期化し、現時点では白紙となったことから、去る12月10日に担当取締役から竹山町長に直接、経過説明がなされ、あらためて(株)雪国まいたけとしては、責任を持って早期に自社での工場建設を進めることを第一に取り組むことの意向を伝えられたところでございます。以上のような状況を踏まえまして、ご回答を申し上げます。

ご質問の1点目、町としての今後の対処方策でございますが、基本的には、現在の農工計画の期限延長を図り、できるだけ早い時期に雪国まいたけに工場を建設していただくよう、面談等を通じまして求めているところでございます。

ご質問の第2点目は、果たして他社事業を活用するということが可能であるかどうかということについてであります。現行の農工計画にも「食品製造業」とありますので、雪国まいたけの同業他社であれば、農工法上は工場建設することが可能であります。その場合は、目標とする雇用者数など農工計画を修正する必要がありますが、他の食品産業全般でも立地できる可能性はあるとは考えております。

しかしながら、雪国まいたけは既に自らの工場建設のための諸手続きを行っておりますので、新たな企業となりますと、開発等の諸手続きが一からやり直しになることは避けられないと考えております。いずれにしましても、このたびの他社事業の提案は、先延ばしというよりは、自社事業では目処の立たない工場建設を少しでも早期に、期限内に着手して、地元にご迷惑をかけないようにとの思いで苦渋の選択をされたものと伺っております。

第3点目のご質問、農工計画の変更が新たに来てくれる企業に業種を拡大することまで可能かということでございますが、町といたしましては、雪国まいたけでなくとも、農工計画の趣旨に合致し地元住民の方の理解が得られる優良企業であれば、柔軟に国や県に対し、まずご相談をしていきたいと考えております。し

かし、具体的な案件を示さないと、国・県の最終的な見解を確認することはできませんので、その点をご理解をいただきたいとお願いいたします。

最後に、第4点目のご質問、竜王町独自での企業探しや民間コンサルタントを使ってはどうかというご指摘についてであります。当該用地は、町の農工計画に沿って既に雪国まいたけが工場建設の目的で所有されております。このことから、当該用地はあくまで一企業の所有地でありますので、雪国まいたけが企業努力・責任をもって行う必要があると考えております。

しかしながら、あくまでも今後は農工計画を延長して条件が整うということが前提であります。後継企業の選択導入について側面支援や町の利益となるような優良企業の情報をキャッチいたしました際には共同で誘致するなど、町といたしましても精力的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、蔵口議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 1番、蔵口議員。

**○1番（蔵口嘉寿男）** 私、本日の質問をさせていただくにあたりまして、町民の方に21年度予算におきまして法人町民税が2億円減収という話をしております中で、来年度予算も、補助金のカットであるとか公共料金等を見直していくというような形が迫ってくるのではないですかというお話をさせていただきました時に、「雪国まいたけはどうしているのか」という厳しい指弾の声を聞きました。「それほど住民に負担を求めるのであれば、雪国まいたけにもっと強く当たれ」と、こういう趣旨のことでございまして、私、そのためにこの質問をさせていただきました。

ただいまの回答では、雪国まいたけが進出を断念して、他の企業が進出する目途がないから、とにかく農工計画を延長するのだというふうなことしか執行部の姿勢が伺えません。また、雪国まいたけは用地代金その他におきまして、使った金額を取り戻そうという、ただ資産管理だけの目的ではないかなと思えるわけでございます。

このために、簡単に農工計画の延長を認めるということが、果たして適切かどうかと思えます。この点についてお伺いします。

それから、これは私の考え方ですけれども、農工計画が延長されても2年目に企業が進出しない場合は、会社は用地代金相当の金額で竜王町またはその他に売り渡すというふうな厳しい条件をつけてもいいのではないかなと思っております。これについての考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、今までの用地代金の総額はいくらであったのかということと、計画変更の事務方の進めている状況は今どこまで進んでいるかについて、再度お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 蔵口議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

答弁の中で、農工計画の延長に向かって県との協議を進めていきたいというような答弁を申しあげております。具体的に今後、前回の延長を踏まえすと3年の延長ということで相談をさせていただく予定でございますが、安に延長ということではなく、しっかりと雪国まいたけが建設可能な状況まで約束をさせるようなところまで追い込むような形での折衝をしてみたいと思っております。

このことにつきましては、やはり3年ということではなく、1年単位でしっかりと結論・方向性を見出すような形で折衝を進めてまいりたいと思っております。まずは3年の延長が可能になりましたら、まず第1点目に、1年の中でどこかまで方向性を固められるように、そこまでは約束をいただくように努めてまいりたいと思っております。

2点目の「農工計画の延長について」でございますが、単に延長ということではなく、今後、延長するにあたりましては、しっかりと今日までの雪国まいたけの進出時点での進出協定に照らし合わせますと、しっかりと「長期に放置をすることなく適切な時期に建設をする」という条項も入っておりますので、そういったこと確約するような形で、何らかの追加の協定を結ぶということも考えてまいりたいと思っております。

用地代金等につきましては、当方といたしましては正確なところは把握はいたしておりませんので、差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、農工計画の延長に向けての手続き状況ということでございますが、11月の新聞報道によりまして、申し上げました、折衝をしておられた企業との話は断念されたということでございます。そういった状況を踏まえまして、一定、22年3月の期限がございますので、下相談というような形で、町の意向も含めて農政課と協議を進めておる段階でございます。過日、取締役が来町されましたので、そのことを含めて、その詳細説明につきまして年内に県の農政課と協議をさせていただきます。そのあと、県の方と相談を申し上げながら、しっかりと延長に向けての手続きを進めさせていただく段階でございます。延長に向けての計画書の内容精査につきまして着手を始めたところでございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） まず、用地代金のことについては、「把握していない」ということではなしに、「後日お知らせします」という形でお願いしたいと思います。

町長さんにお尋ねします。私は、先ほど申し上げましたけれども、3年の延長の中で、2年を限度として、雪国まいたけが進出しないのであれば用地を返還するというふうな条件まで入れてほしいというふうなことを申し上げております。このような条件をつけることによって、より企業がその責任を果たしていけるものだと思っておりますので、そのあたりの町長さんの姿勢をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口議員さんのご質問にお答えいたします。

先日の地域創生まちづくり特別委員会でも、厳しいご指摘をいただきました。雪国に対する行政の取り組みの中で、少し甘い面があるのではないかというようなご指摘もいただきました。

これからの交渉の中には、やはり行政として先方に当たる、その中に自分自身の中にもやはり<sup>くさび</sup>楔を打ちこんでいかないといけない。もう後戻りは許されないのだということであらうといけない。これを改めて自分で自覚をさせていただきます。

そして同時に、今、議員さんからもお話のありましたように、以後については安易な延長はもう許されない。その中に期限的な要素、例えば3年先・1年先・2年先、これは課長もお答え申し上げたとおりでありますけれども、その区切りでもって向こうから答えを引き出していく。さもなくば次の延長はもうないのだというぐらいの姿勢も大事かと思えます。

そして、あの土地は農工法という法律のもとでの土地でございますので、先方がそこをどこまで理解しているのか。こちらが安易な形で延ばしているようなことであるならば、これは町民さんに対して私も申しわけが立たないわけでございます。

同時に、あれだけ大きな土地でございますので、将来に対して1日でも早く、町のために何か付加価値をつけていく、そういう土地でないといけない。これももう議員さんの思いと私、一緒でございます。したがって、この議会以後、私が先頭に立たなければならないという思いでこの問題にあたってまいりますので、ご理解をいただきたい。そしてまた、皆さんからもやはりご指導なりお支

えをいただきたいという具合に思います。よろしくお願い申しあげまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 今の質問でございますけれども、蔵口議員の質問、条件をつけるか、つけないか、そういう件でございます。そこらあたりをお願いします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 条件をつけるということに対しましては、これからまた部局で検討をさせていただきます、しかるべくお答えをさせていただきますという具合に思います。

○議長（寺島健一） 次に、6番、山添勝之議員。

○6番（山添勝之） 鏡山展望台の管理と散策道の整備について。

私は過日、鏡山ハイキングコースを散策してきました。その節に気がついたことを申し上げ、ご質問申し上げます。

まず、雲冠寺展望台が全く機能を果たしていないことです。つまり、その場所に佇んでも、周囲の木が覆い茂ってその先が何も見えないのです。これでは折角の展望台の値打ちがないということです。つくるだけつくって、その後放ったらかしでは、無駄遣いの何物でもないと言えます。対応をお伺いします。

次に、コース途中で遺跡など見るべきところが多々ありますが、整備不完全でなかなかそこに辿り着けないところもあります。例えば、磨崖仏にはとても初めての方は行けるものではありません。よろしく対処していただきたいのですが、お伺いします。

次に、そのルートの中の1つに鳴谷コースがあります。私はかつての定例会において、鳴谷池の漏水問題について一般質問をしたことがございます。そのためか、池の水位を最少に下げてありますが、本来、満水に湛えている方が景観上は好ましいと思われるのです。鳴谷溪流は、いつも綺麗なせせらぎであってほしいと思っております。来年夏のアウトレットモール開店により、ハイキングをする方が増えるのではないかと考えております。以上3点、当局の対応をよろしくお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 山添勝之議員の「鏡山展望台の管理と散策道の整備について」のご質問にお答えいたします。

鏡山散策道の整備については、昭和63年（平成元年）に交付されたふるさと創生事業による1億円を活用し、平成6年に展望台・遊歩道・展望広場の整備等

を行ったものであります。この展望台等は、国有林の中に位置し、国有林野有償貸付契約に基づく貸付契約を締結し、更新しているところであります。その当時に植林された木々も年月の経過とともにすくすくと育ち、今日のように大木となっているところでございます。

こうしたことから、このような大木となった木々が、議員仰せのように展望広場における見晴らしに大きく影響し、眺望を悪くしている状況となっております。このことに鑑み、国有林を管理しております林野庁管轄森林管理署に対しまして、森林保全とあわせて展望台からの眺望を確保いたしたく相談いたしましたところ、現在、森林管理署において国有林の間伐作業はされており、この作業の中で、展望広場等における見晴らしを確保いただくよう、努めていただいているところでございます。

なお、国有林かつ保安林であることから、木々を皆伐ですっきりなくすということは、現在のところ難しい状況であり、あくまで間伐でありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、散策道整備につきましては、同じく平成6年にふるさと創生事業において国有林の保安林区域内において整備したルートのみで、議員お尋ねの磨崖地藏菩薩像へのルートでございますが、ここは熟知した者もなかなか行けないところであり、この事業による散策道と離れており整備されていない状況であります。これにかかる新たな整備等は、現在のところ予定しておりません。

また、整備した散策道の維持管理につきましては、鏡自治会において年2回、ハイキング者の安全を確保することを目的に、下草刈り、枯れ木の除去等を行っていただいております。

さらに、散策道にある鳴谷池の水位であります。池の管理等については地元をお願いしており、水位の低下については、今年の秋以降における雨量が例年より少なかったことから低いのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、当該地域は国有林かつ保安林区域であることから一定の制約がありますが、今後におきましてもハイキングコースの維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、山添議員さんへのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 私は、雲冠寺展望台のことで、とりあえず1つの一番大きな展望台のことを申しあげたわけでございますが、ご存知かと思えますけれども、そ

の下にベンチ式になった展望台と言いますか、そういうところもあるわけです。そこも全然、何も周囲が見渡せないというようなことになっておりますが、それもまた今の林野庁の伐採の対象になっているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

それと、鳴谷池の話、私は見に行ったその前日ではない、もう2～3日ほど前に大雨が降ったあとに見に行っておりますので、雨が降ってないから水量が少ないというのは間違いであろうと。事実、栓が一番下から抜いてありましたので、私は地元の区長とともに登りましたが、区長も、そういうことはしていないということを言っておりましたので、地元の自治会の管理とおっしゃいましたけれども、ちょっとおかしいかなというふうに思っております。

それと、ハイキングコースの件については、やはり「あなた任せ」にするのではなく、やはり竜王は、先ほども申しましたように、アウトレットというのが来年くるわけですから、やはり何人かの方がそこへ登って行かれる可能性もあるわけなんです。そうするとやはりこれは町の問題であって、林野庁にお任せしているだけということだけではだめかと思えます。やはり官民共同というようなことも考えるべきでないかと、かように思うわけですが、その辺いかがでしょうか、お尋ねします。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長心得。

**○産業振興課長心得（井口和人）** ただいま山添議員さんのご質問のありました雲冠寺周辺におきます眺望、見晴らし等の確保という部分でございます。これにつきましては、当地域につきましても国有林でございます。

今月の22日でございますが、今回、毎年3年ごとに更新しております林野庁との契約が平成21年度で切れることから、平成22年度につきましても更新を予定しております。それに伴います立会等を12月22日、林野庁の方と森林管理署の方とさせていただくわけでございます。その時に再度、この部分につきましてもしゃべらせていただく中におきまして、要望等させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、鳴谷池の水位でございます。これにつきましては、先ほども申しましたように、管理につきまして地元自治会、地元の方にお頼みしておるという状況で、町といたしましては、木栓になっておるわけでございますが、抜かせていただいたという状況ではないわけでございます。しかしながら、議員さんがおっしゃいますように、斜樋のところから流れているというのは現実的にわかるわけござ

います。木栓等の締めがゆるいのか、確認はさせていただいてないわけですが、その点につきましては後日、現場等見させていただきたい。

しかしながら、先日、私も見に寄せていただいた時には満杯ありまして、今現在、木栓の状況等が確認できない状況でございます。水位等がこれからまた低下するわけでございますけれども、その時に現場等確認させていただきたいと思っております。

また、ハイキングコースでございます。これにつきましては今後、アウトレットがオープンし、散策等、また観光という部分におきまして、散策される方もあるかと思えます。その時をとらえまして、町観光協会とともに協議する中において、整備等また維持管理に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど申し上げましたが、林野庁でさせていただく部分につきましては、間伐でございます。伐採でなくて間伐をしていただくようになっておりますので、その点につきましてもよろしくお願いいたします。山添議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） ぜひそれをしていただきたいと思いますけれども、先ほどから言いますように、やはりこれから竜王に訪ねて来てくれる、大きな、年間400万人から500万人という、アウトレットを訪ねてきていただけるお客さんの何パーセントかはやはり登られるかと思うのです、そういうところ辺に。そうするとやはり、もっと自主的にアピール、「竜王町にはこんないいところがあるのですよ」というアピールはやはりしていただきたいと思いますし、それと、鳴谷溪流のみならず地蔵が谷溪流と言いますか、地蔵が谷の方から登った時も大変きれいな水が流れておりまして、鳴谷と一緒に、こんなきれいなところがあるのかなという状況も多々あります。そういうところ辺も含めて行っていただきたいと思いますのですけれども、本日の私の題が「展望台の管理と散策道」というだけにしておりまして何ですけれども、ほかにもいっぱいあるわけですので、やはりそういうところ辺の場所の周知を皆さんというか、アウトレットの中にそういう竜王町をアピールするコーナーができるように聞いておりますが、そういうところもしていただけるものかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 山添議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

す。

今申されましたように、散策道、それからハイキングコースと、いろいろあるわけでございます。特にアウトレットオープンにつきましては、竜王町の観光につきましては、今後、事業者に対しましていろいろ案内等につきましても協議をさせていただきたいと。特に、どこまでできるかわかりませんが、ある一定、町として町の観光案内、そしていろいろな部分につきましても事業者と協議をしていき、そして竜王町の案内等につきましても進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 自治会（集落）と行政との相関関係について。私は、先の第3回定例会においても同様の質問をしておりますけれども、また違った見地からの質問とご理解を願ひたいと思います。

現在、竜王町には32の集落（自治会）があり、執行部は各々の集落の自主性を認めつつ、全体をすべての面で把握されているものと認識しております。過去においては、その関係は行政の下請け機関として存在していたと思われまふ。例えば、住民（区民）への状配り等は顕著な例でありまふ。

しかしながら、近年においてはそれも少なくなっておりますが、逆に執行部と自治会との接点が離れていく傾向にあるのではないでしうか。積極的に執行部に働きかけ、それなりの成果を挙げている自治会と消極的自治会とでは、その年度において住民（区民）への集团的サービスは大きな開きを生じる結果となりまふ。

そこで、お伺ひします。執行部は、サービスの平等性をどのようにお考えでしうか。またそれに関係して、自ら考え自ら行ふ事業というものは、すべての集落が最善に活用されておられるのでしうか。その活用状況に応じて、執行部の対応は適切に指導されておられるのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 山添勝之議員の「自治会（集落）と行政との相関関係について」のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、町と住民さんのパイプ役として重要な役割を担っていただくとともに、行政からの依頼事項や情報提供などにも誠意をもってお取り組みをいただいております各区の区長さん・自治会長さんにおかれまふは、自治区の発展のために日夜ご尽力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りい

たしまして厚くお礼を申し上げる次第であります。

それではご質問の1点目、自治会に対する行政のサービスの平等性についてでございますが、行政サービスは住民さんや自治会など受益対象の区別なく平等に提供されるものであり、もちろん竜王町もそのような対応をさせていただくことが本旨と考えております。しかし、行政サービスは一律的なものだけでなく、特定多数あるいは不特定多数の方が受けるサービスもございます。行政サービスの提供にあたっては、サービス提供の目的や必要性、受益者の状況等を適性に判断し、事業目的にふさわしいものとなるよう努めております。

続いて2つ目の質問、自ら考え自ら行うまちづくり事業についてでございますが、本事業は、地域住民の自主性および協調性の向上ならびに個性的で魅力ある地域の形成を図り、協働によるまちづくり意識の一層の向上を目的に、地域住民自らが行うまちづくり事業に対して平成6年度から助成事業を実施し、3年間を助成事業のサイクルとし、今年度は第6期事業の初年度としてスタートいたしております。

第5期までの助成限度額の総額は2億2,645万円で、助成金総額は1億8,882万2,725円で、全体の限度額に占める活用率は83.38%であります。

この事業の開始当初から、まちづくり活動備品整備事業や地域生活環境整備事業、消防施設整備事業などハード整備中心に取り組みがされており、近年は自治会の法人化に合わせ自治区財産保全整備事業も見られます。

第5期までの町内全自治区の事業費総額では4億1,670万4,094円にものぼる事業が取り組まれてきました。最も低い自治会で41.08%の活用率となっておりますが、各期ごとの活用状況を見ますと、活用率の高い期もあり、自治会での計画に基づくものと考えられます。各自治会とも事業実施に向け自治会内で話し合い検討を行い、また、資金の積み立てを行うなど計画的に取り組まれております。

このように、本事業につきましては、本町の地域のハード整備およびまちづくりに大きな役割を果たしてきました。引き続き本事業に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、町といたしましては、これまでの事業がハード整備を中心としたものであったことから、今年度よりスタートいたしました第6期の取り組みにつきましては、住民さんとの協働を柱とし、ふれあい共生事業や生涯健康づくり事業などの地域力活性化活動、地球環境資源有効活用事業やエコ推進啓発事業などのエコ活動を新たに助成対象メニューに盛り込むとともに、住民の一

人ひとりがまちづくりに主体的・自主的に参加し、力を合わせてまちづくりに取り組めるよう、各自治会の取り組みについて区長会での情報提供などに努め、併せてこの事業を担当いたします総務課におきましても適宜協議させていただいております。

最後に、地域の活性化、住民自治の確立に議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます、山添勝之議員の質問に対する回答といたします。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** ありがとうございます。

ただいまお聞きしておりますと自らが行うまちづくり事業に関しては、低い自治会において41.08%ということでございました。全体として83.38%、これはいいかなと思いますけれども、しかしやはり、活用率の低い自治会においては、3年間を通じての話ですから、1年だけが低いことはあり得るかもわかりませんが、やはり3年の経過をかけて、なおかつ41%というのは、やはりこれはおかしいなというふうに私は思っていたきたい。「もうちょっと活用してくださいよ」というようなお声掛けがあってもいいのではないかと、そういうふうに思うわけであります。

そこで私は、平等性というようなことも先ほどの質問の中で申し上げましたけれども、その辺のことがあるので、今後やはりそれについての対応の仕方というのをお聞きしたいと思っております。

それと、もう1点は、区長会の話が出たわけですが、今、区長会は年に2回ぐらいだったと思うのですが、やはりもうちょっと区長会を増やしていただいて、これは私の個人的意見ですが、区長会を開いていただいて、そして執行部との関係をもっと密にしてもらって、「こういう時はこういうふうにしてくださいよ」というような、そういう、ケースバイケースあると思うのですが、自治会にもいろいろ事情もあるのですが、やはり平等性ということから考えたら、どうしても発言力の強い方はそれが通ってしまって、地道に行っているところは、地道と言いますか、おとなしいと言いますか、そういうところは発言ができないというようなところもあるかと思うので、区長会等々で、現地視察とかいろいろあるようでございますけれども、それのみならず、やはり行政の実際にやっている事業等に関して、その辺を区長さんの方にももっと知ってもらえるよう、そういうようにしていただきたいと思うのですが、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 山添議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、41.08%、低いのではないかというふうなことでございます。この数字につきましては5期、1期が3年スパンというふうなことでございます。その5期までの15年間、この間の平均ということでございますので、期によりましてはもう少し、60何%とかいった高い期もございますので、その自治会におかれまして、その期はそのような取り組みをされたものであると。また、次の期では新たな課題に向かって、自ら事業の助成金を活用して事業を取り組まれたのだなど、こういうふうな解釈をいたしております。

そして、2点目の区長会でございますけれども、区長会は年3回、年度初めと中と年度末という形でさせていただいております。決して声の大きな強い自治会長さんのところを優先するとか、そういったものは全然ございません。先ほども言われましたように、研修会・現地視察をしたりとか、そしてまた区長さんの中でも区長会を小さな班に分けてまして、そして話し合いをしていただくとか、こういった形態も取り組んでおります。

それともう1点、今年度から町長が「チャレンジ5」ということで、自治会の活性化というのをあげております。これに基づきまして、区長さんの方からも自治会の役員のなり手がなくなるとか、消防団のなり手がなくなるとか、そういったことも心配ごととしていただいております。

そういったことから、地域の自治会の健康診断というふうな形で、自治会の再生と言いますか、住民自治の確立に取り組んでいきたいなというふうなことで、今年度につきましては、そういった地域での取り組みをしておられる事例を、講師の方をお招きいたしまして、そして区長さんの方に講演をしていただきました。そして、引き続き、こういった地域で取り組みをしていただけたところがございましたら、役場の方にもお声掛けをくださいというふうなお願いをいたしております。

こういったものにつきましては、やはり来年度も取り組んでいきたいと。これからの行政と自治会との関係が、縦の関係というものから、やはり横並びの関係に流れておるといふふうに考えております。自助・共助・公助というふうなことで、やはり自分でできないことは自治会なり地域で助けていこう、また地域でできないことは行政が考えていこうというふうな取り組みになっておりますので、やはりこれからは何とかしてこの住民自治というものを高めるような行政の取

り組みを研究していきたいと考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと考えております。これをもちまして、山添議員の再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） ありがとうございます。ぜひ、全町民のためにがんばっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 私は今回、来年度平成22年度の予算策定に伴う関連した質問2問をさせていただきます。

まず、第1点目でございます。県事業の町負担金について。滋賀県では、国の直轄負担金の見直しと合わせ、県事業の町負担金についての見直しが検討されており、県では市町との協議の場が設けられ、意見交換が行われると聞いております。また、県では、市町からの要望があれば負担金を求めない意向であるとも聞きますが、竜王町としての意見・要望として、どのような方向で県に求められるお考えなのかを、町長にお伺いします。

また、町負担金の減額は県土木事業の縮小に結びつき、県事業の縮小が直接、町の基盤整備事業に大きな影響を与えると考えます。町負担金の減額に伴う影響について、具体的にどのような検討がなされ、どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

さらに、各分野における町負担金のあり方、考え方についても、お伺いをいたしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 小森重剛議員の「県事業の町負担金について」のご質問にお答えいたします。

まず、この県事業に係る市町負担金の扱いにつきましては、10月14日に県において市町長会議が開催され、その結果として11月9日に県と市町の協議の場が設定されました。

11月9日の出席者は、市町は副市町長クラス、県は副知事・関係部長でありました。市町負担金については、その性格がさまざまであることから、3つの部会を設けて協議することが決定され、土木部会、農業農村・林道部会、流域下水道部会の3つの部会において検討されることとなったものでございます。

まず、県が前述の協議の場において示された市町負担金にかかる基本的な考え

方でございますが、「土木事業」で取り扱う事業につきましては、市町負担金を廃止する場合は、財源が減少する部分については事業費を減額して実施することとし、現在の事業計画を継続して推進する場合は、引き続き市町負担金を徴収して実施することとする。

「農業農村・林道部門」で取り扱う事業につきましては、国・県・市町および農家等との協働実施的な事業であるため、今後も引き続き現制度で、市町からの負担金を徴収し事業を実施することとする。

「流域下水道部門」で取り扱う事業につきましては、施設整備費や維持管理費を、受益者である使用者から徴収した「下水道使用料」によって賄うべきものであるため、今後も引き続き現制度で、市町からの負担金を徴収し事業を実施することとする旨の説明をされました。

このような県の基本的な考え方を受けて、1点目の「県事業にかかる町負担金についての町としての意見・要望について」であります。本町といたしましては、負担金を廃止した上で、現状の事業進捗が確保されることが最も望ましいと考えますが、町民の利便や安全を早期に確保するためには、負担率の見直しを行った上で、一定の負担もやむを得ないと考えており、まずは事業の進捗を確保していただくよう、県にもその旨の意見・要望をいたしております。

2点目の「町負担金の減額が県土木事業に及ぼす影響とその対策」についてであります。土木事業で町負担金の必要な事業は多数あります。その中で、本町に該当すると思われる事業につきましては、県単独事業における道路改良事業、交通安全施設整備事業などであり、町負担割合は、財政力指数により軽減措置もありますが、概ね20%前後となっております。

町内の県管理の道路は国道477号を含め9本が通過しており、いずれも拡幅改良、歩道整備の必要な道路であり、負担金の廃止による整備の遅れは、本町にとってマイナスであり避けなければならないことでもあります。負担率については、今後協議を要する必要があると考えております。

流域下水道に係る負担金については、その負担金の使途が、下水処理場の維持管理・補修・改良など、汚水幹線の維持・改良、中継ポンプ場などの維持管理費であり、どれも私たちの汚水を処理するために必要な事業費負担であることから、この流域下水道に係る事業負担金について廃止はできないものと考えています。しかしながら、負担率については、見直しを要求している状況であります。

なお、3点目の「各分野における町負担金のあり方、考え方」についてであ

りますが、県建設事業等に係る市町負担金につきましては、先に回答いたしましたとおり、当負担金は土木関係、農業農村・林道関係、流域下水道関係であり、これら以外の負担金についてはありませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上、小森議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 小森議員さんのご質問ですけれども、概ね田中課長がお答え申し上げました。追加いたしまして、私からもお答えをさせていただきたいと存じます。

県の財政状況でありますけれども、来年度230億円の税収減となる見込みであります。県の基金の取り崩し、資産の売却等を行って、それらを充当させて222億円を見込むということでございますけれども、それでもまだ8億円の財源不足であるという極めて厳しい実態であります。

事業見直しの中で、直接市町に影響があるのが、このうち10億3,700万円でございます。無論のことではありますが、竜王町も少なからず影響を受けることは否めません。関係各課にてその数字を集計するように指示をいたしておるところでございます。

現在、県下には13市13町の自治体があるわけでございますけれども、その人口構成あるいは産業構成、山林の割合、交通アクセス、観光資源等々、それぞれ差異がございます。各市町においてそれぞれ、「自分たちの住んでいるところは自分たちで守っていくのだ」ということを基本として、まちづくり、行政経営に取り組んでおられるわけでございます。

したがって、県が示しました事業見直しは最大公約数的と見られる削減の内容かも知れませんが、市町にとって温度差が生じていることも事実でございます。事業見直しについて県と話し合いの場を開催してほしいと、各市町の要望が出たわけでございます。

竜王町に影響いたします例を、これは一例でございますけれども、あげてご説明申し上げますと、県より、日野川流域土地改良償還県負担金を繰り延べさせてほしい、2年間は据え置きをさせてほしいという申し出が県からありました。このことに対しまして私と日野町長さん、理事長・副理事長でございますけれども、この利子補填と今申し出があった以後につきましては、再度繰り延べ等をもう行わないと、そして今伝えたことをしっかりと履行していただきたいという意味もあわせまして、双方で覚書を交わすことを強く、理事長と共に県にまいりまして伝

えました。そして約定をいただいたようなところでございます。

道路等国の直轄事業に対して、地元負担金を持たないというのが県の姿勢であります。直接関係する地元自治体としては、そのことにより、先ほども田中課長が申しあげましたように、工事の規模を縮小あるいは進捗状況が遅れる等、直轄事業に支障が生じることも想定されますことから、地元への影響等を勘案いたしますと、地元負担金を公費で捻出し、事業の進捗を図ることが良策ではないかと、こういう意見も出ている実態でございます。

進行中の事業に対しては、国と県と地元で協議し合える場が不可欠でございますし、新規事業につきましても、地元の考え方・スタンスをしっかりと打ち立てて、その事業の必要性あるいは緊急性、社会的効果等しっかりとしたぐらつきのない姿勢であたってまいりたい。このことが大切ではないかなという具合に考えております。

いずれにいたしましても、今までにない自治体経営を強いられるわけでございますので、県の役割、また市町の役割をしっかりと果たしてまいりながら、この取り組みが国に対する地方自治体としての力にもなっていくのではないかなという具合に考えているところでございます。以上、小森議員さんの質問の答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 10番、小森重剛議員。

**○10番（小森重剛）** 今、町長さんの回答で、県も厳しいのだ、町も厳しいのだという話をお聞きしたのですが、そんなこと、厳しいことは皆承知の上でございますので。

ちなみに、先ほど田中課長から回答いただきましたけれども、3部会、土木・農村・流域下水と3つの部会の中でいろいろあって、それ以外の負担金はありませんよという話でした。仮に土木建設事業ひとつとりまして、平成20年度の負担金の予算を100万円見ていたと。今年度平成21年度の予算については50万円に減額されておるということでございますね。この予算策定時における負担金を算出される根拠、算出根拠をお知らせいただきたいのと、また、先ほど負担率という話が出ていましたけれども、負担率についても具体的な負担率がわかれば、これをお答え願いたいと思います。

それと、私もこれを聞こうかなと思っていただけ、負担金の拠出については、自治体の財政力指数が影響するのかなということを聞こうと思っていただけ、先ほどにもう、それは財政力指数に合わせてというお話を聞きましたので、

それは結構ですが、算定の基準・根拠、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま小森議員さんから、負担金の算出根拠と言うことでご質問がございました。

まず、土木の関係でございますが、負担金の関係につきましては、国庫補助事業に伴うもの、また国庫補助事業を伴わないというものがあります。特に竜王町に関係することにおきましては国庫補助に伴うということで、道路改良事業の中で道路改築とか中央特定とか、道路部門で割合につきましては10分の2であります。

また、交通安全施設整備事業についても10分の2であります。ちなみに、財政力指数につきましては、0.8以上が20%ということになっております。

また、農林部門につきましては、国のガイドラインに基づきまして関係者の合意によって市町村で負担割合を決定しているということでございます。

下水道部門につきましては、特に現在、湖南中部につきましては、工業系の面積に重きを置いた負担割合ということで、人口とか工業の面積とかで算出がされております。以上であります。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 今の負担金の算出根拠、10分の2・10分の2という話を聞いて、なぜこのような負担金の問題を私は質問として申し上げているかと言いますと、竜王町に係る県単事業の規模、事業費想定に基づいて予算枠として、その応分の予算枠を策定して出されておるのかということを知りたいわけです。

と言いますと、なぜかと言うと、竜王町として竜王町独自の中で県の事業を要望して、「あれをしてください」・「あその道路改良をしてください」・「あそこを直してください」というのを要望あげますよと。要望をあげたけども、お金は出しませんよと。事業をやってくださいねと、けど、お金は出しませんよと。先ほどそんな回答があったな、お金は出さずに要望だけして、直してくださいという中身だったの違うかな。私が聞き違えたかな。先ほどそういうようなところがあったのと違うかな。

やはり応分の負担金は出しますから、少しでも早く事業を進めてくださいと、希望している要望を仕上げてくださいというふうに仕向けていく。それがやはり竜王町はがんばっているのだなと、まちづくりをよくしていこうという進め方に

とられると思うのですよ。それはやはり、「やってください、やってください」だけではなしに、「要るものは出しますからやってくださいよ」というふうな取り組みをしていただきたいという意味で、この負担金の問題について私は言っているわけです。

要望のみになってないかということです。今現在どのような、具体的にどのような要望をあげられて、要望がどのように採択されて、どのように進捗しているのか、その辺もお知らせを願いたいと思います。よろしく申し上げます。私の聞いたことで、聞き違いだったら、間違いだと言ってください。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま小森議員さんから、応分の負担をして、すべきことはした方がいいということであります。

先ほどの回答の中で、町としては負担金は当然廃止した方がいいということは申し上げました。ただし、町民の利便や安全を早期に確保するためには、負担金の見直しを行った上で早期にやってほしいということで、今は10分の2であります。やはり今どうかなと、全県的に負担金を見直すと。ただ、負担金をゼロとは言っておりません。町もすべきことはして、出すことは出して、小森議員さんと同じような考え方でございます。ただ、負担率をもっと下げてほしいのだということで、県には要望しております。

そして、1つの例といたしましては、水口竜王線につきましても早期にできるようにということで、町が負担金を出すということで進めてきているという実績もございますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 町基盤整備事業の縮小につながらないように、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、2問目に入らせていただきます。新年度予算編成について。去る12月6日の新聞報道によると、公共事業の評価について町長は、「国が実施している事業仕分けは、現状の状況を把握せず、評価は難しい」と難色を示し、竜王町では、審議会などによる外部評価の方針であるとの報道がされました。私は、短時間で公共事業をバツサリ切り分ける「事業仕分け」は、民主党政権のパフォーマンス的手法で、総選挙であげられたマニフェストを実現するためのものであり、十分な説明がなされていない中での事業仕分けには疑問を感じます。

事業の評価を行うためには、審議会など外部評価に頼る前に、まず内部評価で無駄を自らが洗い出し、さらに目線の違う立場からの外部評価により事業の見直しを行うべきだと考えますが、まず、この報道に対してどのようにお考えか、お伺いします。

また、竹山町長は、民間の目線から行政を見直すとして就任されました。厳しい財政状況の中、これまでの事業の見直しが必要であるのは当然のことながら、町長として町民に魅力ある元気の出る施策を進めていく必要があります、竜王町の明るい将来が具体的に見える施策が示される時期でもあると考えます。これまで、農業施策だけではなく、行政のあらゆる分野においても「土産土法」の考え方を検討することとされてきましたが、町長のお考えが具体的な施策として新年度予算にどのように盛り込まれようとしているのか、お伺いします。よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 小森重剛議員の「新年度予算編成について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、国において実施されました「事業仕分け」は、3つのグループに分かれ、広く公開された方式をもって、事業の必要性や実施方法等を関係省庁から聞き取り実施される場所であり、多くの国民の皆様から高い評価を得ているところです。

一方、地方自治体におきましても、事業見直しの手法は異なりますが、効率的な予算執行のため、同様に事業仕分けに取り組まれているところです。

議員ご質問のとおり、国の「事業仕分け」の方法論につきましては賛否両論されておりますが、多くの自治体が税収入の減に危惧し困窮している現状におきましては、少ない予算をより効率的に執行していくためには、今までの事業を原点到り立ち返って見直すことは必然的なことであり、大変有意義なことで、決して無意味ではないと考えるものであり、手法等形態等は変えながらも、今後引き続き実施されていくものと推察しております。

本町におきましても、現状を鑑みますと、事業等の査定作業に審議会等、外部の委員における事業評価は必要なものと考えているところであります。しかし、小規模な年度予算で町民の皆様の声も直ちに聞き取ることができる本町では、小森議員の仰せのとおり、直ちに外部委員に事業評価を委ねる前に、まず内部で分析・評価し、それに対する影響等を検討した上で、議員の皆様や各自治会の皆様

のご意見もお伺いした中で、皆様方と十分に論議して判定することも大切なことではないかと考えております。

とは言いますものの、現下の厳しい、また混沌とした財政状況の中におきましては、直ちに、効率の悪い事業を選別して予算編成を進める必要がありますことから、本年度に「財政改革推進委員会」を立ち上げることを考え、町職員の中から財政改革推進委員会の委員を応募し、委員会の意見を尊重する中で、それぞれ実施中の各事業について、その目的と現在までの成果を検証することとして、鋭意、評価作業を進めているところでございます。

また、この結果につきましては、政策調整協議を経た後、町として最終的な事業選択判断を行い、本町の事業評価素案としてまとめ、主要事業については、広く住民皆様や議員皆様に提出すると共に、ご意見をお聞きする中で対処してまいりたいと考えております。

少ない予算で、将来にわたり継続的かつ安定的な住民サービスを提供していくため、議員皆様の今後なお一層のお力添えをお願いしまして、小森議員の質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 小森議員さんのご質問に、追加でお答えさせていただきます。

国の仕分け作業に外部仕分け人が入って行われたことに対して、新聞報道・テレビ放映にて作業状況が国民に知らされました。外部仕分け人のテキパキと進められる作業から、透明感のある、そして今までにない国庫支出金（税金）に対する国民の関心度が高くなったことは、評価に値すると思います。

ただ、それぞれの事業に対して、県や各市町の実態において、事業の必要性、その緊急性には温度差どころでない大きな差があることも否定できませず、こう言った意味を含め地方の実態がしっかりと掌握されないままでの仕分け作業に対して、果して、どうなのかなという思いを持ったものであります。

竜王町におきましては、町の財政状況が急速に厳しい内容に陥ってきたことは、申し述べておりますとおりであります。実質公債費比率が18.4パーセントとなり、竜王町は、起債発行に対し許可を求めなければならない団体に陥ったことは、まぎれもない事実であります。昨年度でございましたけれども、日野の町長さんが私に、「おかげさまで日野町も18パーセントを切ることができました」と、晴れ晴れとしたお顔で私にお話をされたことが、今でも印象に残っております。

今、竜王町として最大目標は、1日でも早く18パーセントの数字を切ることでございます。平成22年度は、今後2年間で実質公債費比率を18%以下とするための公債費の縮減を図ることを重点取り組みとし、私が提唱する「土産土法」の考えに基づき、平成21年度より取り組みを始めました「チャレンジ5」をさらに力強く展開いたしてまいります。

こういった意味を含めまして、平成22年度予算編成に向うのでありますが、既に各課においてヒアリングを繰り返し、ゼロベースからを基本とした財政改革に取り組んでいるところでございます。町単位のことでもありますので、これはもう内部評価の意味と意義がすべてであることは、論を俟つ必要ございません。町内における事業、住民の皆さまへのサービス等すべてを掌握した中での作業であります。自治体には当分の間、やはり辛抱の時代が続くものと認識いたしております。住民の皆さんに偏りなく公平なところで耐えていただくこと、そして理解を求められるような予算内容に、やはりしてまいらなければならないという具合に考えているところでございます。

さらに、国・県の動向をしっかりと注視し、引き続き自主的・主体的な事務事業の点検・評価・見直しを徹底して行うことによりまして、事業の選択と真に町民皆様が求める施策へ集中、予算配分の重点化を図り、見込まれる財源不足を全庁挙げて縮減することといたしてまいり所存でございます。以上、小森議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 回答ありがとうございます。

実はその新聞報道というのは、12月6日の毎日新聞なんですけど、県内26市町の首長さんにアンケートした結果を書かれて、竜王町長さんは「現場の状況を把握せず、評価は難しい」という回答をされておるといことで、いろいろな意見があるわけですよ。

ちなみに隣の近江八幡市さんは、「従来の公務員感覚からの脱却が必要でありますよ」と、「常に公務員、公務員という流れに流されていてはだめですよ」と、「脱却が必要ですよ」ということが言われている。また、栗東さんなんかはめちゃくちゃ厳しい。「外部の人間が行うのは、十分な説明時間と人選の正当性」、この言葉がいいのか知らないけど、「議員なみの正当性と責任が必要ですよ」ということが栗東さんの意見。それとまた湖南市さんは、「外部評価も限界がある」と、「首長自身が判断すべきである」という意見も出ております。

総体的に、私もこれを総評したら、たちまちが一番詳しい内部の人間が第1段階評価をして、それで仕分けをして、それをまた外部の審議会にかけて、それをもう一度洗い直すというような2段階システムで、ひとつこの厳しい財政状況は乗り切っていってもらわないと、予算編成が厳しいのではないかなという事は思います。

あとちょっと余分ですけど、立命館大学の先生が講評を書いておられます。「内部派と外部派がはっきり分かれたのが、興味深い」と。興味本位の評価みたいなこと、こんなものは度外視です、教授さんというのは、私らから言わせれば。「興味深い」と。興味で我々の財政を触ってもらったら困りますわ。これはちょっと私の愚痴でございますけど。

それで、余談が長くなりましたけども、一番最初の蔵口議員さんの質問の中にも、今年度、税収で2億円の減収が見込まれるという中身が出ておるわけでございますけど、これは事実なんですか。

それと、これの2億円減収が見込まれますよというのと、それじゃあ当然、来年度は、こんな厳しい状況だから余計に減収になりますね。その辺をどのような歳入ベースと歳出ベースをやり繰りして、今現行、汗をかいていただいております。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 小森重剛議員さんの再質問にお答えいたします。

今年度の収支見込みでございます。税収見込みではなくて収支見込みでございますが、これにつきましては2億円の減収があるというふうなことを以前から申し上げております。

これにつきましては、竜王町の税収の主要を占めております大手企業からの業績の悪化ということで、法人町民税が今年度減収をいたしております。そしてまた、その法人から前年度に予定納税という部分で、概算でいただいております税の返還が生じた。今年度税をお返ししなければならないということから、当時、この状況がわかりました時に、入の減と出の増ということで差引2億円の財源が不足するという事がございます。

税の方につきましては、他の税目の部分で少し増が見込めるのではないかなというふうなことも、現在進む中で考えております。しかしながら、大手企業さんの状況をお伺いいたしますと、来年度につきましては今年度以上の厳しさが続くのではないかと、こういうふうなこともいただいております。そしてまた、投資

もされないということから、固定資産税も落ち込むという状況で、来年度につきましては今年度よりさらに厳しい状況になるのかなというふうなことも考えております。

そういったことで、今現在どんなことをやっているかということですが、来年度の予算編成につきましては、まだ国の方針また県の予算の方針と言いますか、どういうふうに組まれるかということが現在まだこちらの方にはわかっておりません。国の方では一部、民主党の政策なども出されておるわけですが、実際、来年度こういうふうな形で進むということは把握ができておりません。そういった中で、先ほど回答させていただきました、現在はゼロのベースから住民目線に立って事業の見直しをやっておるということでございます。

これも、じゃあ事業の見直しでいくら削減を目指してとかいうふうなことではございません。本当に行政がやっているサービスを住民の皆さんに必要なか、そういったことからやはり考え直していく。先ほど申しましたように、自助・共助・公助という考え方が本当に段々広がってきております。そういったことから、そういった部分も財政改革の委員も認識しながら、事業の評価にあたっておるといのが現在のところでございます。

そして、あとの予算につきましては、今後、総務課査定また町長査定の中でやはり考えていくということで、通常の年度の予算編成に比べまして、今年度につきましてはまだ進捗が遅れておるといふような状況でございますので、そういった点、ひとつご理解をいただきたいと思っております。これをもちまして、小森議員さんの再度の質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） ありがとうございます。いずれにせよ住民の血税で予算を組んでいただきますので、十分その重みを感じていただいて、住民目線に立った予算組みをお願いしたいと思います。

我々また3月議会でひとつ十分に予算については審議をさせていただきますので、くれぐれも十分配慮した予算を作成していただくことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後14時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） まず一番最初に、「自営業者に支援を」ということで質問をいたします。

厳しい経済状況の中で町内の自営業の皆さんは、「この冬どうして乗り切るのか」と、「とても続けられない。けど、借入があるので廃業もできない」、このような嘆きをされておられます。最近、私たち日本共産党がこの竜王町内で町民の皆さんにアンケートをお願いしましたところ、自営業の皆さんの切実な声が寄せられています。「今、何もかも始末をしているけれども、風邪を引いても、国民健康保険税が払えていないから医者にもかかれない。ひどい病気になったらどうしよう」と、こんな声も寄せられました。

10月に国の経済対策を受けて町内の電気事業者に青色街灯の設置を発注されるなど、町としてもいろいろ対策を立てていただいておりますけれども、業者の皆さんの要望をお伝えして、対応策をご検討いただきたいと思います。

まず1点目ですが、小規模事業者の登録制度についてです。入札の参加資格を取得していない小規模事業者でも、町が発注する小額な修繕工事や物品購入委託など、受注機会の拡大を図るものでありますけれども、これをぜひ竜王町でも制度化いただきたいと思います。

2つ目が、今後、国で返済猶予法案が具体化される見込みとなっておりますけれども、借入についての条件変更などをする場合、事業者にとっては保証料の負担が重くのしかかります。保証料の一部補助や利子補給をしていただきたいと思います。

3つ目は、国保税についてですけれども、不況減免制度の創設を東近江市や近江八幡市に学んで実施いただきたいと思います。以上の点についてのご所見を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 若井敏子議員の「自営業者に支援を」についてのご質問にお答えいたします。

依然と厳しい経済状況が続く中、竜王町の企業・事業所におきましても同様であり、年末を控え資金需要に対応するため、昨年10月31日から施行されております緊急保証制度（セーフティネット保証）や各種の融資制度を活用する等、経営改善に努められているところであります。

このような中、議員仰せの小規模事業者登録制度の創設については、町が発注する小額な修繕、物品購入等について、町内の小規模事業者に受注できる機会の

拡大に可能な限り努めております。しかし、公共工事の発注という側面もあることから、現行の入札参加資格登録制度との関係についても調査・研究していく必要があると考えております。

セーフティネット保証制度については、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者の町の認定が条件となっておりますが、昨年10月31日から本年11月30日までの1年余りの期間に115件の認定を行っており、多くの事業者がセーフティネット保証制度を利用されております。

これにかかる保証料の一部補助については、今年2月現在、5市で実施されておりますが、今後も県内の状況等も把握しながら検討してまいります。

また、市町制度であります小規模企業者小口簡易資金については、利子の一部を補給する中で小規模企業者の経営安定を図っており、今後も中小企業の経営発展のため、商工会や関係機関との連携を図り、セーフティネットの保証にかかる認定事務の迅速化等に努めてまいりたいと思います。

次に、不況に伴う自営業者に対する支援策として国保税の減免制度の創設についてであります。議員ご高承のとおり、国保税は前年所得により保険税が賦課されるものでございます。厳しい経済状況の中、収入が減少し保険税の納付が困難になる場合もありますことから、現在は話し合いにより分割納付や、状況により関係部署へ公の扶助適用等の相談照会等をさせていただき、対応をしているところでございます。ご質問の減免制度の創設については、検討させていただきたいと思っております。以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 1番目の小規模事業者登録制度なんですけれども、信用と実利を得るという意味で、この制度は非常に有効だと言われていまして、全国でもそのことが実証されています。

これは、町が新たに予算をもって、この事業をするために予算を見なければならぬというのではなくて、現行の予算配分の一部を中小零細業者に振り分けるということで実現できるものだというふうに考えます。町の財政を支える納税者を支援するということにもなるわけですから、この制度をぜひ、来年4月から予算化していただきたいと思っております。

特に、今日までの状況の中でこの小規模事業者登録制度というのはほぼ30万円未満の事業ではないのかなと思うのですけれども、該当する修理・修繕の契約

がこういうものは原課の方で随意契約という形でやられているのかなと思うわけですが、そういうものが実際としてどのくらい実施されているのかというのを、金額と件数でお答えいただきたいと思います。それらの仕事は町内業者の中でされているというのが何パーセントぐらいなのかと、このことについてお答えをいただきたいと思います。

2つ目の問題ですが、保証料の一部保証については県下5市で実施されていて、竜王町でも「検討します」というお答えではありましたが、本当にこの不況の時期に、返済に猶予を求めるということは、中小零細企業の立場からいって本当に当然だというふうに思うのです。銀行というのは、公的資金の投入を受けて、しかもその間は税金を払わなくてもいいという、こういう状況の銀行が貸しているお金に対して、「早く返せ」と督促をするということはどういうことなのかと思うわけですが、そういう意味で、中小零細企業にそういう制度をつくるということは、非常に大事なことだと思っています。これについては、特に国にも、例えば銀行に対して貸し剥がし・貸し渋りみたいなことも起こっている場合もあるわけですから、国に対しても仕事おこしですとか、あるいは大企業の下請けに対する仕事切りをやめさせるとか、あるいは休業補償をするなどの総合的な対策を町としても国に求めていくという、このことをぜひお願いしておきたいと思うのです。

国民健康保険税のことについては、「検討させていただく」というふうにお答えをいただいていますけれども、国民健康保険の会計というのは、加入者というのは年々高齢化が進んで、特に年金生活者とか無職の方が多くなっておられて、所得の低い世帯で構成されています。また、中小零細業者も不況の影響で売り上げが減少して、営業も暮らしも大変になっているという実態があります。年金は上がらないのに天引きばかりが増えて、大変どころか赤字だと。何とかしてほしいという声が出されています。現状でも既に国保税は高くて払いきれないというのが町民の声であり、実態は、滞納と値上げの悪循環になっているのではないかと、こんなふうに考えています。

自治体の本来の役割というのは、町民の生活を守ることですし、しかも国保法では災害や盗難、世帯主の病気や負傷、事業の廃止・休止、事業での著しい損失等の特別な事情があった場合、国保税の減免を認めています。

ところが、竜王町の場合、この国保法そのものが認めている「特別な事情」というのものについて、具体的な例示あるいは規則ですとか、そういうところで中

身を明記されていないわけですから、ぜひ、近江八幡市や東近江市で実施されているように、規則などの中で明確な明記をしていただきたいと思います。

たとえば、生活保護基準の1.3倍以下の生活困難世帯には減免を行うと、こういうことを条例で決めているところもありますので、ぜひそういう形での整備と言いますか、具体化というのを進めていただきたいと思います。

それからもう1つは、そういう制度を確実につくった場合、あるいは現行でも「町長が認めれば」という一文があるわけですから、国保税には減免という制度があるということを広報などでPRしていただいて、本当に払えない人たちが安心して病気になってもお医者さんにかかるようなPRもぜひしていただきたいと思います。あわせてお願いし、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員の質問の1点目の小規模事業者登録制度に関連してのご質問にお答えさせていただきます。

議員の方から申されたような事業者等の契約というか発注件数、さらには金額につきましては、手元では今、把握集約をしておりませんので、今議会中に整理をさせていただきます、ご報告をさせていただきますと思います。

また、小規模事業者登録制度につきましては、全国で411自治体、さらに県内では近江八幡市および湖南市において導入されていると認識をしております。近江八幡市では50万円未満、湖南市では30万円未満を対象とされて、対象者は市内に在住、事業所を置き、入札参加資格者登録をされていない方、いわゆる重複登録をしないということとされておるということでございます。

竜王町におきましても、こういった制度を導入するにあたりましては、重複登録ができないという形で、事業者を明確に分けるということにもなってくるかなと思います。まちの規模、事業者の規模、業務の規模を十分検討しながら、今後、竜王町に適したそうした趣旨の制度の検討も考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 若井住民税務課長。

○住民税務課長（若井政彦） 若井敏子議員の「自営業者に支援を」の中の国保税についての再質問にお答えいたします。

国保税の減免につきましては、竜王町国民健康保険税条例第24条に定めがございしますが、第1に、貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの、第2に、不慮の災害等により生活の基礎となる資産に甚大な損害を被ったもの、第3に、

その他、町長が必要と認めたものとなってございます。

減免を行うにつきましては、客観性・公平性が保たれていることが最も重要であり、とりわけ町長の権限による対応につきましては、一定の基準を設けることが被保険者間の公平性を確保できるものと、これまでからも考えているところでございます。

また、今日の厳しい経済状況に鑑み、国において、企業のリストラ・倒産などによる失業者（非自発的失業者）の保険料や保険税の軽減について特例措置の検討がされているようでありますことから、それらの動向も注視いたしますとともに、議員仰せの、近隣さらに県内市町も参考に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 今回は国保税の減免も、特にこの不況の中で「不況減免」という言い方をさせてもらったのですが、条例に基づく減免制度の具体化、規則で明確化してほしいということは、実はもうかなり何回も言ってきていまして、町長が必要と認める場合ということについての一定の基準は、これまでから考えているというふうにおっしゃっていただきましたが、かなりこれまでから考えていただいていた、恐らく私が議員をしてからですから、18年経ちますから、18年検討いただいていたのかなと、そういうふう思うわけですから、そろそろもう結論を出していただかないと、対象の方がもう世の中にいられなくなってしまうのではないかと思いますので、ぜひその辺はよろしく願いしておきたいと思えます。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 次に、2010NPT国際署名を、竜王町でも町を挙げて取り組もうではないかということについて質問をしたいと思えます。

先日の滋賀民報によりますと、草津市で2010年の核不拡散条約再検討会議に向けての「核兵器のない世界を求めて」ということで、市を挙げて国際署名に取り組んでおられるとの記事がありました。

21世紀の今、2万6,000発もの核兵器が世界の平和と安全を脅かしています。被爆者は「人類と核兵器は共存できない」と警告して、核兵器による新たな犠牲者をつくらない、人類の生存と未来のために連帯して「核兵器のない世界を実現しよう」と、呼びかけています。

2010年のNPT再検討会議に向け、すべての国が核兵器禁止・廃絶の条約

を締結するよう求める国際署名に竜王町としても取り組むことは、平和を願う町民の皆さん一致できると考えます。町として呼びかけていただきたいものですが、ご所見をお伺いいたします。

なお、あわせて町長には、この問題にかかわって、市長会議の方にもご参加いただいたという新聞記事が滋賀民報で掲載されておりましたので、これについての経過についても、ご報告いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 若井敏子議員の「2010NPT国際署名を町上げてとりくもう」についてのご質問にお答えいたします。

竜王町は、平成15年度より「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しておりますが、同協議会より、今年8月7日から10日まで長崎市で開催されました第7回平和市長会議総会への参加案内をいただき、担当職員を1名派遣いたしました。

総会は、世界の156都市・団体から312人の参加があり、「核兵器廃絶を私たちの手で！－2010年を『ヒロシマ・ナガサキ議定書』採択の年に－』を基調テーマに熱心な議論が交わされ、平和意識の高揚と連帯・相互理解を深められました。ヒロシマ・ナガサキ議定書支持の署名活動、加盟都市の拡大、軍縮に向けた取組等の今後の事業計画が承認され、最終日には「ナガサキアピール」が採択され、2020年までに核兵器廃絶に向けた行動を起こすように全世界に呼びかけられました。

その後、平和市長会議への加盟要請をいただき、竜王町といたしましても今回の平和市長会議参加を踏まえ、日本の各自治体をはじめ世界の加盟団体とともに連帯して、核兵器のない平和な世界の実現に向けた取り組みを行っていくことを決意し、平和市長会議への加盟を申請し、12月1日に加盟認定書をいただき、加盟の運びとなったところでございます。

このような取り組みを進めております中で、ご質問の「2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた国際署名の取り組みについて」でございますが、現段階といたしましては、平和市長会議総会で承認されました「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する自治体首長署名に取り組むたいと考えております。

以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 自治体協議会に加入いただいたのが平成15年でというのは、議会でも質問しまして、ぜひ加入をとということを質問した立場で、大変、年間2

万円ぐらいの会費だったかなと思うのですが、それも決断いただいて、竜王町としては早くからこの自治体協議会に入っていたという事も十分承知しておりますし、今回の平和市長会議への参加も、そういう経過の中で進められたものであったということもありますし、私たちも県民要求、自治体キャラバンの中でも、ぜひご参加いただきたいという要請もさせていただきましたので、平和市長会議に参加されるということも、とてもありがたいことで、よく現状を認識いただいているというふうに思っているところです。

ただ、この取り組みというのは2020年までに核兵器を廃絶しようという運動と同時に、やはり国民的な運動が広がらないことには、市長さんだけがというのは語弊がありますけれども、もちろん市長さんも大変重要な役割をお持ちなので、市長のそういう役割も含めて首長署名というのは大事なことだとは思いますが、例えば滋賀県でいきますと、この国際署名については県民の1割・14万筆を目標に署名活動が進められているというふうに聞いておりますのですが、竜王町でいえば、1万4,000人とすれば1,400人の署名ということになるのですね。正直、私もいろいろな運動を今までから取り組んでおりながら、私自身の弱点もあって、竜王町内で署名を進めるということがあまり、竜王町の人には署名というのは、どちらかと言うとわりと経験の少ない仕事になっていきますので、この国際署名も1,400人を署名いただくということになりますと、けっこう大きな取り組みが必要になってきます。草津の方では庁舎の入口に署名用紙が置いてあって、「ご署名ください」というような形がされているわけですが、ぜひ、国際署名そのものの一般住民さんの署名には取り扱わないというふうなご回答でしたけれども、署名用紙1枚を窓口においていただくということからまず始めていただきたいと。それも、2010年までのことですから、そんなに日がないわけですから、ぜひお取り組みをいただきたいということを改めてお願いしたいのですけれども、町長の方からご回答いただけるとありがたいです。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの署名でございますけれども、この件につきましては、もう少し検討をさせていただくということで、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 先のことは言えないのですが、ご検討いただいたら、ご検討

いただいた結果をまたお知らせくださいね。先ほどみたいに、検討してもらって18年お答えいただいてないというものもありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次、教育の充実を願う立場でのいくつかの質問をさせていただきたいと思います。前の議会で、学級通信というものが各クラスで発行されているのですけれども、その学級通信の用紙代が父母負担になっている問題について質問をいたしました。この問題について改めて、その学級費の中身について分析をしていただいて、父母負担をぜひ軽減させていただきたいという立場でご所見をお伺いしたいと思ひます。

今回は、とりあえずこの学級通信の用紙代について、公費で負担をしていただきたいと考えているわけですが、各クラスでの発行の状況、用紙というのが年間何枚使われていて、費用はどのくらいなのかと。この費用を町で負担することはできないのかと。そのことについてお伺いしたいと思ひます。

次に、先生の負担軽減についてお伺いしたいと思ひます。校外学習ですとか修学旅行などで先生が同行されることがあります。例えばU S J ですとかディズニーランドですとか、そういうところへ行かれる場合、その施設そのものが有料になっていまして、その有料施設への入場料というのは先生個人が負担することになっていると伺っています。このことについて、先生の負担がどのくらいになっているのか、実態をお伺いし、これも公費負担をぜひしていただきたいということで、どのくらいかかっているのかをお伺いしたいと思ひます。

次に、中学校のチャレンジウィークの取り組みなんですけれども、チャレンジウィークの授業というのは、中学2年生の時期に5日間の職場体験を中学生にさせるということで、将来の自分の生き方について考える機会をつくるなど、4つの目的を持って実施されています。滋賀県では、平成19年度から県内100すべての中学校で実施されて、竜王中学校でも平成20年度にキャリア教育文部科学大臣表彰を受けておられます。

そこで、今日までの取り組みについて、結果と成果をお伺いしたいと思ひます。町内事業所の受け入れ状況や反応についても、お伺いしたいと思ひます。

次に、全国一斉学力テストですが、文科省の方からですか、通達が出ていまして、事務連絡という形で出ているのでしょうか、「平成22年度全国学力学習状況調査の予算見積りに関連した事業量調査について」ということで、照会の文書が流れてきているのではないかと思うのですが、それによりますと、全

国一斉学力テストに参加希望をするかどうかと調査をされているように聞いています。この参加希望の調査について、竜王町はどのように回答されているのかについて、お伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 若井敏子議員さんの「教育の充実を願う立場で」についてのご質問にお答えいたします。

まず、学級費についてでございますが、学級費とは、議員ご高承のとおり、学校の教育活動を展開していく中で、校長の承認のもと徴収されるものであり、児童・生徒に還元される性格のものであります。特に、このことは保護者負担の軽減にも関わり、都道府県教育長協議会の「学校教育にかかる公費負担の適正化」ということで従来から論議されております。

その中で、私費として負担すべき経費として挙げられているものには、①児童・生徒個人の所有物にかかる経費として、第1に学校・家庭のいずれにおいても使用できるもの、第2に学級・学年特定の集団の全員が個人用の教具・教材として使用するもの。例えば教科書以外の個人用図書・ノート・文房具・補助教材・学習用具となっております。②教育活動の結果にかかる経費として、その教材・教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費となっており、例えば、学習教材、校外施設学習の経費や修学旅行費等がそれに当たります。

今回、ご質問にあります小学校が徴収する学級費の中に、紙代は実績として明記されております。内訳としましては、画用紙・画仙紙・再生紙・模造紙等であり、学級通信に使用いたします用紙代も含まれております。その他、今年度実績の主な購入品目としましては、マジック、セロテープ、マグネットシート、草花の種・肥料、調理実習材料等々でございます。その学級独自が使用し活用するものについて、それぞれ購入しております。このようなことから、学級費として購入されております品目を見てもみますと、適正に処理されているものと捉えております。

また、そのうちの学級通信に関することでございますが、学級によって発行回数に大きな違いが生じておりますので、一概に述べることはできませんが、平均して月に1回から4回程度の状態と報告を受けております。そこで、年間の発行回数は概ね12回から40回程度となります。1回の枚数は、学級人数プラスアルファで、40枚前後となります。

金額につきましては、それぞれの学級でのその発行回数に違いが多いことに加えまして、発行する際の手紙の種類や大きさも同一のものでないことから、一概に述べることは難しいと考えます。

続きまして、次に、教員の引率する際の有料施設への入場料金の負担について、教員個人の私費負担となっているので公費負担にできるのではないかというご指摘でございますが、これにつきましては現在、公費としてすべて町が負担しております。昨年4月に、滋賀県旅費支給条例における児童生徒引率旅費の調整基準が変更されました。その結果、修学旅行・校外学習・スキー教室・体育大会・競技会等のため児童生徒を引率して旅行する場合の旅費について、旅行雑費については、県から支給されないこととなりました。そのことから、竜王町教育委員会といたしましては昨年度に検討を行い、今年度から校外学習や修学旅行での教員の入場料について町で予算化し、公費負担をしているところであります。

続きまして、中学校チャレンジウィークの取り組みについてのご質問でありますが、町内事業所の受入状況や反応を踏まえながら、今日までの成果と結果について回答いたします。

竜王中学校においては平成12年度から開始し、今年度で10年目を迎えております。平成12年度当初は、2日間の体験学習でした。今日では、ご存知のとおり、滋賀県全体の取り組み事業となり、滋賀県下の全中学校の2年生において5日間実施されています。本年度は、竜王中学校第2学年136名が、51事業所で勤労体験をさせていただいております。

本年度、受け入れしていただいた事業所にアンケート調査を実施し、うち30事業所から回答をいただきましたので、いくつかを紹介いたします。「中学生の姿や会話のなかで印象に残ったこと」の質問に対して、「一生懸命に頑張る姿、協力性・積極性や提案、疲れていても頑張る姿、素直な返事」の良い印象とともに、「生活の基本的な動作ができないことに驚いた」などの感想をいただいております。また、「今後も中学生を受け入れていただけますか」の問いに対して、「96.7%の事業所が受け入れる」という回答をいただいております、好意的な評価をいただいていると推察しております。

竜王中学校では、教育課程の「総合的な学習の時間」に位置づけ、目標を明確にし計画的に実施しております。終了後に中学生を対象にしたアンケート結果におきましても、「親は毎日働いていて大変だと思った」98.5%、「家族のために働いてくれることに感謝している」97.8%、「働いている人は仕事に誇

りを持っている」91.8%、「どの仕事も社会に役立っている」96.3%、「体験から自分の良さや適正を発見した」83.6%、「体験を通して進路や職業について考えた」62.7%、「体験で学んだことを学校生活でがんばりたい」91.0%など、普段の学校生活だけではわからない多くのことを生徒は体験から学び、着実に成果を得た様子であります。

最後に、平成22年度の全国学力学習状況調査に対するご質問の「参加希望調査に対してどのような回答を行い、それはどのような考え方に基づくものか」についてお答えいたします。

平成22年度全国学力学習状況調査については、事業仕分けの対象となっており、現段階ではその実施や実施方法は明らかにされていませんが、文部科学省初等中等教育局参事官からの県教育委員会宛ての平成21年10月23日付け事務連絡文書の中で、「国の平成22年度概算要求の中で、平成22年度全国学力学習状況調査について、悉皆調査方式を抽出調査方式（学級単位で抽出率約40%）に切り替えて実施するとともに、抽出調査対象外でも設置者が希望すれば調査を利用することができるようにし、調査の実施経費を計上した」とし、「詳細が定まってない段階」としながらも、「希望利用に関して事前の見積もりのための照会をする」とありました。

このことを受け、滋賀県教育委員会事務局学校教育課長より、平成21年10月30日付けで回答の依頼がございました。竜王町教育委員会といたしましては、「平成22年度全国学力学習状況調査の希望利用をする」と回答したところであります。

その理由につきましては、当教育委員会としましては、まず、学力学習状況調査については、平成19年度から始め、これまでに3回実施し、調査の方法等については学校も熟知し、調査を実施するにあたり混乱がないこと。第2に、3回の調査を実施する中で、その調査結果を踏まえ、子どもたちの学力向上のために、学校や教職員に対し「わかる授業」の創造や授業改善の指導を行うとともに、学力と基本的な生活習慣との関連を示す中で、家庭や地域へ広く啓発を実施してきたこと。第3に、本年度、特に文部科学省から「学力学習状況調査等を活用した学校改善アクションプラン推進事業」の指定を受け、竜王西小学校および竜王中学校において、小中連携の視点から、読書活動、学級集団づくり、家庭学習の在り方およびPTAと連携した学力向上委員会を組織する中で取り組み、実績を上げていることなど、これまでも全国学力学習状況調査に対して前向きに取り組んで

まいりました竜王町の経緯を踏まえ、回答したところであります。

これもちまして、「教育の充実を願う立場で」でいただきましたご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） ありがとうございます。

まず、学級通信の用紙代のことについてなんですが、私がここで求めたのは、各クラスで、例えば1月はいくら集めた、2月はいくら集めたかということを集計してほしいというふうに思っていたのです。その中で、学級通信のために使われた用紙代がいくらなのかと。概ねの話しではなくて、正確にいくらなのかと。それは出ると思うのですね。各クラスで集めているお金がいくらなのかというのは。それは前の時もそういうふうに言ったと思っているのですよ。その数字を明らかにしてほしいということと、学級通信の紙代が公費負担の適正化という形で出ている、私費として負担すべきものの中の1なのか2なのかはわかりませんが、この品目が適正だというふうに判断されるのには、ちょっとこの説明では、私の場合は到達しないのですね。

こういうものが、例えば教育指導の結果、直接的利益が個人にかかるもの、学級費の紙代はここに入るのですか、画用紙、紙代、マジックとか、草花の種とか肥料とか、こういうものは結果個人にかかるものだからと、教育なんてみんな個人でしょうが。学校で受けている国語や算数も、やっぱり個人の資質向上にかかわってくるものですから、紙とかマジックとかがなくて教育が進むということは思えないので、このマジックと紙は個人にかかるものだから個人から金を出すのが当たり前だという、こういう判断の基準というのは一般的には理解しにくいのではないのかなと思うのですよ。学校で使われるものというのは、やはりみんな教育だから、費用負担を求めるのは、教育は無償だという理論からいけば、やはり適切ではないと私は思っているのです。学級費の紙代だけの話を今はしているわけですから、学級費の紙代がどれだけなのかというのは、これはやはりきちんと数字は出してほしいと思います。

事実、この問題は、また18年と言いますけど、この問題は前も質問しているのですよ。同じ問題で。翌年、紙は全部、各クラスに配られたのです。そういう経過があるのです。だから、今回言えば、年末には全部紙が配られるだろうなと期待して行っているのですけど、本当に。だから、今までは個人の教育の結果が個人にかかるものだから、紙代はずっと個人負担されてきたのかといたら、そ

うではない時期が、少なくとも私の質問したあとにはそういうことがあったわけですから、だから、この理屈は通らないと。今回もぜひ、毎年、年度末には紙をどんと教室に置いてもらうということをお願いしておきたいと思うのです。基本的な考え方というのは、この品目が適正だというふうな判断になる理由は、もう少し私にはわからないので、わかるようにしてほしいというのと、用紙代はきちんと金額で、このクラスは1年間いくら、このクラスは1年間いくら、合計いくらかというのを出してほしいと思います。

それから、先生の負担軽減については、ちょっとこれは竜王町として町費で見てもらっているというのは、正直私はわかりませんでしたので、この前、自治体キャラバンの時にもこの問題は出たと思うのです。でも、その時そういう回答はなかったので、それでほかのところと同じようにされているのかなと思って質問してみました。それはありがたいと思います。

3つ目はチャレンジウィークのことですけど、平成19年度の滋賀県の取り組みというのが、総括文書みたいなものが出ているのです。これを私も見させてもらって、先生がおっしゃっていた感想、事業者からの感想ですとか、生徒の感想ですとか、そういうものが全部ここにありましたから、おっしゃるようなことは出ていると思いますし、決してこの取り組み自体が、私は問題があるというふうに思っているわけではないのです。

けれども、51事業所で実施されて、30の事業所から回答があったと。この51事業所はみんな竜王ですか。違いましたよね。近江八幡の事業所とかありませんでしたか。30の事業所から回答があったと。そうしたら、21事業所は回答しておられないのは何だろうかなというふうにちょっと心配していて、30事業所のうち29事業所は来年も受け入れると言われたという、96.7%という数字なんですけど、これはその事業所もそういうふうに思ってもらっているの、いいのかなというふうに思うのですが、逆にこういうこともあるのですよ。個人事業で、いわば奥さんとご主人2人で一生懸命仕事をされているようなところで、受け入れたと、説明しなければならぬと、今日は来られるのだと、「ちょっとお前、ひとりで説明しておいてくれ」みたいな感じで、ちょっとその対応に困ったという、5日間のことだとは言いながらも、実際はみんなそれぞれが、人夫1というのか、職員1という形で仕事をしている事業所にとっては、「受け入れがちょっと大変だった」みたいな話もありましたから、事業所を選択するという意味では、そういう配慮はちゃんと聞いてほしい、してほしいなというふう

に思っています。

全国一斉学力テストのことについては、先ほどおっしゃっていた10月23日の事務連絡というのは私も見ているのですが、これを見ていると、町は手を挙げたとおっしゃいますが、今度は違いますよね。学年全部で学力テストを受けるという方式ではなくて、クラス単位ですね。そうすると、3年生ですか、対象は。例えば中学3年生の1組が対象になったと。2組・3組は、「あなたたちは受けなくてもいい。1組だけ受けたらいい」と、これで済むのかなという話ですね。

この通達の中には、そうしたら2組・3組も一緒に受けても構わないと。けど、その費用は自治体負担だと。そうなっていますね。そうすると、町はその金を出す予定があるからこういう申し入れをしたということなのか。そのことも含めて判断されたのかということ、あわせて聞いておきたいと思うのです。

それから、先ほどのチャレンジウィークですけど、これも県は金を出さないようになりそうなんです、来年。チャレンジウィークのお金は、自分のところでしなさいよと。違いましたか。これ何かそんな話が出ていたのかなと思っているのですが、交付金で出しているから、地教委の方の判断で、するか、しないかは決めたらいいのかという、そういう話ではなかったのかなと思っているのですが。それは「そうではない」という話ですから、置いておきますけど、あと今いくつか言ったことについては、もう一遍お答えいただきたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 富長学務課長。

**○学務課長（富長宗生）** 若井議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、学級通信の枚数、それから用紙代等にかかわってですけれども、先ほども申しましたように、枚数、それから用紙の種類等によって違いがあります。それぞれの学級での発行回数にかなりの差がございますし、また用紙もざらばん紙から再生紙、場合によっては色紙、サイズもB4版からB5版・A4版とあり、学級によって学級通信代金には差がございます。

仮に年間30回発行し、1回の部数が40枚として、

（「仮には言ってもらわなくてもいいです。

実際の金額を知りたい。」との若井議員の発言あり）

すべてのクラスの？

（「そうです。各クラスどれだけ学級費を集めているかは

出るでしょう？」との若井議員の発言あり）

はい。

「その紙代がいくら出るでしょう？」

との若井議員の発言あり)

例を申しまして。いくつかのものをあげてよろしいですか。

(「いいです。金額さえ言ってもらったらいいです。

例は要らないです。金額を。」との若井議員の発言あり)

はい、全体の平均として、仮に計算したものとしましては、

(「平均じゃないです。実際の金額を知りたい。」

との若井議員の発言あり)

**○議長（寺島健一）** 課長、議会中に、実際の集められた金額を提示していただければ結構かなと思います。会期中に。

**○学務課長（富長宗生）** はい、わかりました。そうさせていただきます。

それから、先ほど紙代について、公費・私費の中で私費に入ることについて、公費ではないのかというふうなことを、もう少しはっきりわかるようにというふうなご質問でございましたが、統一した見解というものが、先ほど申しましたように、県の教育委員長協議会の中のあの指針がひとつの目安になっております。

本町におきましては、需用費の用途の中で、各校にて必要な種類がございますので、それに応じて学校長の監督下において割り振られ、執行されているところでございます。

それから、再生紙・ざらばん紙等の紙代につきましても、学習プリント、単に学級通信費の紙だけではなくて、学習教材の、例えばプリントをつくっていくその紙代としても使用しておりますので、B4あるいはB5のざらばん紙・再生紙がすべて学級通信代金というふうに考えることが難しい。その中の一部として使われているということですので、単純にすべて学級通信代として一律にあげることとは難しいというふうなことでございます。

それから、チャレンジウィークにかかわりまして、事業所につきましてはほとんど、51事業所竜王町でございました。

それから、個人事業でされておられるところにつきましては、子どもが5日間体験に入ってくると、かなり迷惑をかけることは事実でございます。事前に受け入れ事業所に対しまして、何人ぐらいお願いできますでしょうかというふうな調査をさせてもらう中で、受け入れをいただいているというのが実態でございます。

それから、全国学力学習状況調査につきましては、議員が申されましたように、

学級単位でランダムに抽出する方法を県は考えております。都道府県別の抽出率については、対象となる学級数が異なるために、都道府県ごとに抽出率は異なる。

それから、抽出調査の対象外であっても、学校の設置管理者が希望すれば、国から同一の問題の提供を受け、調査を実施することができるようにする。その際、採点・集計等は設置者が自らの責任と費用負担で行う。調査実施責任者である学校の設置管理者が、市町村別または学校別データを管理する。というふうに連絡を現段階で受けております。

その採点・集計につきましては、学校だけに任すのではなくて、教育委員会の事務局としても、その採点・集計の費用に当たる作業については、あたっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 準備をしていた紙が1枚出てこないの、今の事務連絡の中身は見ていますけど、先ほどのチャレンジウィークの話、これはきっとご存知ないと思うのです。これは自分のところで持ちなさいという話が今出ているのです。10月30日でしたか、全教との交渉で県が回答しています。これはちょっと確認しておいてもらいたいと思います。

私は、学力テストに反対なのです。今までの議会でも言ってきたのですが、本当に調査をし、今度分析されるのも、これによりますと自分のところの責任で、別に追加でテストしたら、自分のところで採点・集計は設置者が自らの責任と費用負担で行いますというふうになっているから、またお金もかかるのですね。

ここまでして順位を決めなければいけないのかという思いもありますし、本当に教育の中で順番をつけること、あるいは全国で滋賀県は何番なんだということを明らかにすることが、本当に教育の質の向上につながるのかと言ったら、私はそういうものではないという思いもあるし、竜王の子どもも含めて、みんな本当にのびのびと勉強している、そのいいところを伸ばすためにこのテストがどれだけ大きな役割を果たしているのかということはやはりあまり見られない。先ほど先生はいくつかおっしゃいましたけれども、そういう効果が本当にあるのかと言ったら、私はそうではないと思うのですね。

あれも結局、国で実施されるのも、結果が出てくるのは半年ぐらいあとなんです。そうするともう、子どもたちは学年が上がっているわけですから、経年変化も見ながら、竜王町にとってどれだけ成果があるのかという数字というのは、

これは出てこないと思うのです。

そういう意味では、本当にそういうテスト詰め教育が本当に学力を伸ばすことになるのかという意味では、私は賛成ではないので、参加希望と手を挙げたとおっしゃって、「えっ、そうなんですか」と思っているところなんで、ぜひこれは、今後予算との関係もありますので、再検討いただきたいなと思っています。特に質問ということではありません。

○議長（寺島健一） そうしたら、次の質問をお願いします。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 通学道路の安全対策について、質問いたします。

共産党が今回実施した町民アンケートでは、道路交通に関わる安全対策についての要望が大変たくさん寄せられています。特に小学生や高校生の、中学生もそうなんです、通学路の整備については、たくさんの声が寄せられています。

薬師から鶴川・須恵・西川、国道8号までの道には全く歩道がなく、しかも、この道路は小学生の通学時かなりの交通量がある関係で、毎朝、子どもを心配しながら見送っているというお母さんの声も寄せられています。

そこで、通学路の安全対策を講じるために、ぜひ実態を調べていただくように求めたいと思います。小学生が通う通学路、特に学校の方で通学路と指定している道路ですけれども、県道も町道もあると思うのですが、全長何キロあるのか。その中で歩道があるのはどれだけか。それは、町道だけではなくて県道も含めて測っていただいて、歩道が安心して歩ける道が、そのうちのどれだけなのかということについて、数字を出していただきたいと思います。

近年は、歩道があっても歩行者の列に車が突っ込んでくるということもあるわけで、歩道があれば絶対大丈夫ということではないわけですが、とにかく危険を回避するためには歩道がなければならぬと思います。その調査結果をお伺いするとともに、全線歩道設置に向けた取り組み、県に対しては要望も含めて、その対応策をお伺いしたいと思います。

たくさん寄せていただいた「ここが危ない」というふうな記述を見ますと、単に歩道がないということもありますけれども、センターラインが消えているとか、路肩ですとか横断歩道のゼブラ帯などが薄くなっているとかいう状況も何か所か寄せられていまして、これも一定、この前の予算が見られたところですが、とてもそれで全部ができるかと言ったら、そうではないかなというふうに思いますので、その実態についても調べていただいて、その対応についてお伺いしたいと思います。

参考までに、これは私どもに寄せられたアンケートの中に書いてあった絵なんです。前にも栄村の話をした時に、田直し・道直しという話をしたと思うのですが、きちんと歩道をつけるために設計をし、業者に発注し、その順序を経なくても、簡易なところではいろいろなやり方があるのではないかとということで、田直し・道直しということをやっておられる事例を紹介したことがあると思うのですが、そういうものも含めて、お金をかけなくてもこんなことができるのと違うかという提案をお2人の方からいただいているのです。これをぜひ、拡大コピーしてきましたので、専門の方が見られたら、「そんなことできない」と言われるかも知れないのですが、ぜひ見ていただいて、ご意見を伺いたいなと思っています。

西小学校の交差点から池の方側を、須恵の方に向かって歩道を法面まで広げたらどうかというのと、国道8号ローソン・積水樹脂の信号から西川・須恵・鶴川・薬師と続く道路に歩道をつくる、そのつくり方みたいなものが提案されています。こんなものもぜひ、住民さんの考え方ということでぜひ見ていただいて、ご回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 若井敏子議員さんの「通学道路の安全対策について」のご質問にお答えいたします。

通学路に関しましては、さまざまな視点から通学路を決定し、同時にその安全確保に日々努めているところであります。通学路の選定にあたりましては、まず、第1に、児童生徒の負担軽減の視点から学校までをできるだけ最短距離になるように考えた上で、さらに、交通安全面や不審者対策などさまざまな要素を総合的に考慮した上で、現時点で最良と考えられる道を決定しております。

さて、議員ご指摘のとおり、交通安全の視点から、交通量が多い道路につきましては、歩道があるかどうかで通学路を選定し決定する上で重要なポイントの1つとなることは、そのとおりであります。その他にも、できる限り交通量の多い道を避けられる場合は避け、また、横断しなければならない場合は信号機や横断歩道の有無について確認をいたします。

ただ、その道が不審者対策の面からもより安全であると言える道であるかどうか、また、結果的に遠回りの道となり児童生徒の過重負担となっていないかどうか等を含め、総合的に判断する必要があります。また、一旦決定しました通学路であっても、道路の拡幅等の地域の状況の変化により通学路は変更することも

ございます。決して固定的に捉えているものではなく、現状において最も安全かつ最短であると考えられる道を通学路に指定しております。

同時に、議員ご高承のとおり、現在、竜王小学校におきましては、スクールガードの充実に向けての取り組みを各字にお願いし、9月以降は新体制のもとに実施していただいております。

通学路の安全対策といたしましては、従来からの保護者や教員による危険箇所での交通立番や交通安全指導員の方々のボランティア活動に加えて、今日、より一層多くの方々に児童生徒の通学における見守り活動を実施していただいております。そして、各校のPTAや保護者・地域の方々からいただく声をとりまとめ、関係各課と協議・検討を行いながら、より安心安全な通学路の確保に向けて努力していく所存でございます。このような点を踏まえまして、通学路の安全について対策を講じなければならないと考えております。

さて、議員ご質問の「小学生が通う通学路は全長何キロであるのか、そのうち歩道があるのは何キロか」について、お答えいたします。竜王小学校での、各字から学校までの総通学路は、延べ約34.9kmで、そのうち歩道があるのは延べ約27.1km、歩道がないのは延べ約7.8kmで、歩道がある割合は77.7%であります。

また同じく、竜王西小学校での、各字から学校までの総通学路は延べ約14.8kmで、そのうち歩道があるのは延べ約8.0kmで、歩道がないのは延べ約6.8kmで、歩道がある割合は54.0%であります。以上、若井議員さんのご質問に対する学務課としての回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、建設水道課から、町道における歩道計画、センターラインや横断歩道が薄くなっている状況とその対応について、お答えいたします。

町内の町道の全延長は約119.6kmであり、うち歩道が設置されている距離は、約14.8kmであります。その中で、小学生が通う通学路は約15.6kmで、うち歩道が設置されている距離は約7.3kmあります。

竜王町における自転車歩行車道計画であります。基本的に交通量が多く交通事故の発生状況等を勘案し、小・中・高の児童生徒が通学する道路、さらには自転車・歩行者が多く利用される場所において、交通安全の確保を保つために設置が必要であると考えております。

同時に、歩道拡幅には用地買収等にかかる地域住民の協力をはじめ、工事費等相当な経費が必要となることから、国・県の補助金を求めながら設置を検討していかねばなりません。交通安全施設等整備事業の推進に関する法律が国において定められており、竜王町といたしましては、町道鏡七里線等主要6路線を計画しておりますが、町道全線にわたる歩道設置計画はいたしておりません。

なお、現在の歩道整備については、まちづくり交付金事業の中で、道路整備と併せて歩道設置を進めています。今後の町内における歩道計画につきましては、通学路を優先とした整備に努めてまいりたいと考えております。

センターラインや外側線につきましては、薄くなっている度合にもよりますが、距離として約4.1kmを把握しており、特に幹線道路においてラインが消耗している状況であります。これらのラインの処理につきましては、交通安全対策費の中で交差点などの危険な箇所から補修をしており、先の11月の臨時議会でお認めをいただきました交通安全対策費の中でも補修を行ってまいります。

しかしながら、交差点部の停止線、横断歩道など、公安委員会の管理となる箇所もありますので、これらの対応につきましては、公安委員会と協議を重ねながら現場対応を図ってまいります。以上、簡単であります。建設水道課からの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 公契約条例について質問します。

千葉県野田市では、「公契約条例」が制定されて、野田市の根本市長が全国に条例制定の呼びかけをされています。この公契約条例は、市町など公共団体が委託する事業や工事で働く人々の賃金・労働条件が一定の水準を下回ってはならないという制度で、下請け・孫請けなどに丸投げすることを規制する条例です。

大変厳しい経済状況にあつて、自治体が行う公共事業は生活関連事業を拡大し、地元業者への発注を増やすなど、事業者やそこで働く人たちを守ることが大変重要になっていきます。ぜひ検討いただきたく、また、制定に向けての取り組みをお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 若井敏子議員の「公契約条例」の制定を」についてのご質問にお答えいたします。

ご紹介のありました、本年9月30日に制定された千葉県野田市の公契約条例の趣旨は、地方公共団体の入札制度改革が進められる一方で、低入札のもとで発

生が懸念されます労働者の賃金水準の低下など労働環境の悪化を防止し、ひいては、住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものとされております。

現在のところ、竜王町においては、契約条例の制定について具体的な検討までは行っておりませんが、同様な観点から、本町の現状を申し上げますと、1目には、低入札の防止については、建設工事にかかる競争入札においては、契約の内容に適合した履行の確保ができると認められる適正な価格をもって最低制限価格を設け、極端なダンピング等を排除しており、このことは、契約のもとで働いていただく方々に対し、一定の労働条件を確保するための一助となっているものと認識しております。

また、2つ目として、下請け等への丸投げの規制でございますが、建設工事請負契約約款において、一括委任または一括下請負の禁止条項を設け、工事の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に請け負わせることを禁止しております。なお、業務委託におきましても、再委託等の禁止条項を設け、発注者の承諾を受けず他に委託し、又は請負わすことを禁止しております。

3つ目として、竜王町の建設工事等の入札執行にあたっては、今日の社会情勢の中では一般競争入札の実施が求められているものの、現在のところ業者格付け基準ならびに工事等の選定基準に基づきながら、信用その他の面からも、履行が確実な業者を選定する指名競争入札により、概ね工事等の発注を行っているところであります。このことは、厳しい財政状況のもと適正な予算執行が求められる中で、今日の経済不況を鑑みる時、地元経済・地元雇用への波及も十分念頭において進めさせていただいていると考えております。

いずれにいたしましても、入札契約制度は、公正性・透明性・競争性が高く、品質が確保されることは当然であります。今後、事業者の施工実績や技術力、地域への貢献等、価格以外の要素も取り入れた総合評価方式等、新たな制度の導入も含め、また、働いていただく方々にとりましても、より良い制度の確立に向け、国をはじめ他自治体の動向とともに、社会的な潮流にも注視しながら、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。以上、若井議員からのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） この公契約条例を制定してないけれども、竜王町ではそれなりに対応しているのだというお話なんですけれども、これはやはりこの契約、公契約条例と比較すると、かなり違うというか、やはりぬるいというのか、そういう

ところがあるのではないか思うのです。

野田市長の話では、もともとこの公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保するために、公契約条例をつくったのだという、公契約法というのが必要だということ、2005年からこの提案をしてきておられるわけです。全国でそういう提案をしているのだけれど、なかなか国もしてくれないので、今、自分のところからまずやりだしたのだという説明をコメントしておられました。

そこで見えていますと、条例の前文に、公共事業の低入札により、従事する労働者に賃金低下を招く状況になっていることを明確にして、市が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金水準を守るために、最低賃金法のしぼりにこだわらず、設計労務単価の8割を最低賃金の目安とするなど、最低賃金を市が独自に設定するとした上で、連帯責任ですとか損害賠償の罰則規定で、受注者に条例の履行を担保しているのだというところがあるのです。

これは、ここの部分というのはかなり明確にされていると思うのです。今、竜王町でやっていること、あるいはそれに代わるもので適切な最低制限価格をすることで、労働者の賃金も担保しているのだという話もあったのですが、明確なものではないですから、「であろう」と、「業者はそうしているであろう」ということでしか過ぎないわけですから、やはりそこらあたりも違いますし、1番の野田市でやったから、「そこはそこでいいやん」ではなくて、これは全国で隣同志が全部提携しなかったら、業者は必ずしも自分のところの町内業者で事が済むわけではないわけですから、全国で同じ動きが進まない、せっかくここでやられても、その効果は出てこないわけですから、そういう意味ではぜひ竜王町でも、「具体的には検討してないのだけれども」という話でしたから、近隣に合わせてそういう研究ですとか勉強はぜひ進めていただいて、近いうちにそういう方向で進むような取り組みをぜひお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 若井議員さんの再質問にお答えしておきたいと思ひます。

全国では40の都道府県のところで、776議会がこういった意見書を採択されていると聞いております。また、その結果、千葉県の野田市がそういった条例を制定されたという動きであるかなど、こちらも把握をしているところでございます。

先ほど回答の中でも申し上げましたように、国をはじめ他の自治体の動向とと

もに、社会的な潮流にも十分注視しながら、引き続き検討を重ねてまいりたいと思います。以上、質問に対する答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで16時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時10分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 私は、国道477号歩道の交通安全柵の設置について、お尋ねをいたします。

西川のため池につきましましては、6～7年前からカワウやシラサギによる鳥獣被害が拡大し、夏場ともなれば糞等の害により、ため池の水は緑色に変色し、隣接する国道477号の歩道は通学路であり、児童たちは悪臭がひどいためマスクを掛け、堪え忍んで通学していました。

こうした状況から、町と集落が鳥獣害対策について再三協議し、他の議員からも一般質問をされましたが、有効な対策がないため、西川集落住民総出で20年・21年度の2か年ですべての竹や樹木を伐採したため、見違えるように景観も良くなり、これで農林水産被害や生活環境も良くなり、児童たちも安心して登下校できると思います。

つきましましては、今日までは樹木が繁茂していたためあまり気になりませんでしたが、西川ため池信号よりインター方向へ約57mの一番危険な所に、交通安全柵がありません。それよりインター方向へは疑木の安全柵が設置されていますが、通学道路であり大変危険なため、現在、伐採した竹や樹木で仮設に柵を施していますが、早急な安全対策をお願いいたしたく、お伺いをいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 大橋弘議員の「国道477号歩道の交通安全柵の設置について」のご質問にお答えいたします。

西川池のカワウ等の対策につきましましては、今日まで地域住民の皆さん、歩道を利用されます皆さんから、その対応について幾度となくご要望を伺ってきましたが、平成20年度・21年度の2か年で、西川自治区の皆さんのご尽力により伐採等をしていただき、大変きれいな景観となりました。皆さま方のご尽力に対しまして、心よりお礼申し上げますところでございます。

さて、ご質問の安全対策につきましての経過については、平成11年度滋賀県施工の「ビオトープ竜王地区農村自然環境整備事業」において整備されているもので、歩道に沿って擬木柵201m、生垣工が55m施工されています。

議員ご指摘の箇所は、この生垣工の箇所だと思われまます。施工当時は、交差点付近の景観から生垣での施工が行われていたと思われ、現在では生垣が一部残っており、あとは枯れてしまっていて、なくなっている状況であります。今日までは、樹木の繁茂のため、生垣がなくなったことによる危険性が感じられませんでした。今回、地元自治区の皆さんにきれいにさせていただいたことにより、その箇所での危険性が表れてきたところでございます。

町と致しましては、西小学校の通学路でもあることから、安全性の確保は重要課題であると考えております。つきましては、当時の施工担当部局であります県農林関係者、また県道路関係部局と調整を図りながら、その対策について協議を進め、具体的な対応を行ってまいります。以上、簡単ですが、大橋議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、大橋議員。

**○11番（大橋 弘）** 西川のこのため池につきましては、ただいまご答弁いただきましたように、平成11年度、当時、私、集落の自治会長もさせてもらっておりましたが、ビオトープによりまして東屋や観察所、また擬木の柵等が施工されたものでございます。

ただいまお尋ねをいたしております生垣工につきましては、ツバキの植栽がされておりましたが、現在、5～6本残っているだけで、大変危険な状態であると。こういうことから、先般来、あのため池の竹や樹木を伐採いたしました。その竹や樹木を利用いたしまして、仮設の安全柵をいたしておりますが、非常に危険でございます。

ただいま答弁の中で、土木や、あるいは農林、町と関係課が協議をして早急に対応すると、こういう答弁をいただきまして、大変ありがたいなと思っておりますが、仮設でございますので、ひとつ早急な対応をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 7番、菱田三男議員。

**○7番（菱田三男）** 私は、竜王町のライフラインの危機管理について、質問させていただきます。

行政は、住民生活の将来にわたり、地震・災害などいかなる事変が起こっても、

安全の確保とその復旧に備える責任があると考えますが、ここで、当町におけるライフラインの危機管理についてお伺いいたします。

平成7年の阪神淡路大地震、その後の中越地震、能登地震と、プレート型地震が発生しております。滋賀県や周辺では、琵琶湖西岸断層、花折断層、東南海など、大地震の起こる確率が高くなっております。これに対して被害を最小限に抑え、安全確保の対策を行政の責任で行わなければなりません。本町の場合、公共の建物に耐震補強を行っていますが、ライフラインの中で重要な役目を担う水道施設について、安全の確保が図られているのか心配です。大部分を県水に依存している中で、水道施設が破壊された時に住民の飲料水の確保ができるか、お伺いをいたします。

また、水道施設の耐震化、老朽管の更新について、計画的な整備をどのように進めておられるか、お尋ねいたします。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 菱田三男議員の「竜王町のライフラインの危機管理について」のご質問にお答えいたします。

竜王町の地震を含めた防災およびライフラインの確保については、「竜王町地域防災計画」に詳細が定められています。その中で、議員仰せのとおり、竜王町は東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、防災対策推進地域に指定されているところでございます。

そこで、水道施設の耐久性・安全性でございますが、町の保有する水道施設についてはどれも重要な役割を担うライフラインであり、これらが大地震によって被害を受けて二次災害を招かないことはもちろん、震災時においても機能不全に陥ることなく安全に水を供給できる構造でなくてはなりません。

そのために、平成19年9月に県水配水池の耐震診断を行った結果、概ね安全性は確保されておりました。これは、鉄筋コンクリート製のPCタンクは比較的地震に強く耐久性があり、法定耐用年数50～60年をはるかに超えても使用可能という性質によるものです。

しかし、昭和52年に築造され30余年を経過していることから、水道施設耐震工法指針に沿って、竜王町といたしましては、平成22年度に国庫補助を受けながら配水池の改修工事に着手する予定でございます。内容は、ライフライン機能強化等事業として、耐久性の向上を図り、緊急時給水拠点の確保および地震発生時には配水池の緊急水確保と貯留水流出による災害防止のため緊急遮断弁と

流入管の改修工事であります。

水量の確保でございますが、滋賀県においては、緊急時に備え、現在供給を受けている東南部（中部）上水道用水供給事業と南部上水道用水供給事業の相互連絡管が設けられ、現在、試験通水中で、来年度供用開始される予定であります。

竜王町といたしましては、用水県水配水池の容量が3,100 m<sup>3</sup>、また自己水の活用も可能でございますが、さらに、近隣市町で構成しております中部用水供給事業連絡協議会においては、相互に連絡管の設置について議題にあがっており、広域的な危機管理体制についても論議しております。

後段の水道施設の耐震化、老朽管の計画的な更新についてでございますが、昭和50年代の後半より始まった農村下水道事業や公共下水道事業に伴い、ほぼ全地域で順次更新をいたしております。今年度完了いたします工事関係では、小口・薬師地先の送水管につきましては、竜王町に予想される震度6の地震に対応できる水道用耐震型高性能ポリエチレン管を使用しており、これは、管と管を融着し埋設するため抜けることがなく、伸びや揺れ・衝撃に対して柔軟性があるものであります。薬師配水池や小口地先の加圧ポンプ所におきましても、高いレベルの耐震性が確保されているところでございます。

しかしながら、耐震性の視点で特に継手部分がぜい弱といわれます石綿管については、一部地域において残存しております。岡屋地域の一部において今年度の布設替え工事で解消されるところでございますが、その他地域におきましては、給水制限などが可能な地域から順次布設替えに取り組む所存でございます。その節には、議員各位をはじめ住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

近年、水道事業を取り巻く環境には、資産の更新時期の集中化、人口減少、節水型社会に伴う収益の減小、更新投資額の減少、将来の資金確保等の問題があり、竜王町としても今後の水需要の動向や経営・財政計画、資金確保等を見据えた中で取り組んでまいりたいと存じます。以上、菱田議員のご質問に対する答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 7番、菱田議員。

**○7番（菱田三男）** 今、課長にご答弁をいただきまして、耐震性、山中の配水池のタンクの耐震性は、そしてまた小口・薬師のポリエチレンの震度6にも耐えるようなポリエチレン工法をしたと今答弁をいただきました。

この後半で、一部地域において石綿管がまだあるのだということを今答弁されましたが、その前に、私も水道課の方をお願いをしまして資料を提供してくださ

いということで、石綿管は今、竜王町にどれぐらい入っていますかということ資料でお伺いしたわけですが、いろいろサイズがあるのですけども、一番太いのは150、直径15cmの管が1,460メートル、山之上・松が丘等と書いてあるのですけれども、あと、先ほど課長が言われました125、125mmのパイプが1,200、これが山中地先ではもう使わないということで、1,200は知っているのですけれども、あと100も、それも1,500m、松が丘・小口地区、これ以上は石綿管はないのですけど、松が丘・山中地区に1,150mですか。

そうすると、やはりトータルで5,300m、1,200メートル引いても、4km近い石綿管が今残っているということ資料で見させていただいたのですけれども、石綿管と、ポリが一番強いと言われますけど、今まで入っているビニールの管と強度的に、私らも専門的に見ていませんけれども、強度は何倍ぐらい強いのかなど。石綿管はどれぐらいの、私の勘と言ったらあれですけれども、かなり150ぐらいの太いのは強いと思うのですけども、75、100より下はもう弱いかなど。10分の1も強度はないかなど私なりに考えておるのですけども、そこで、そこらをやはり、地震がきたら広域ですから、弱いところにはパッパッと行くと思うのですけど、石綿管というのはやはりこれだけ強度がないものだから、何かのそういった、地震でなくても何かのことで、交通量がかなり多くなってきたら、破裂の原因というのは地震以外でもあると思うのです。そこで、やはり石綿管を替えていかないと、管を新しい管に替えないと、竜王としてやはり事故とが起こったらその地区が断水するとか、そういうことを考えて、地震もそうですけども、管の老朽化に対してどう考えているかということ質問させてもらっているのです。

そこで、また言うのですけど、調べさせてもらったら、全国でも石綿管というのはあるらしいです。昔は、水道管というのは100%石綿管ばかりだという、国も石綿を替えましょうと言って、聞いた話だけでも、計画を立てて、このラインを石綿管を塩ビなり鉄に替えてくれたら、国からも補助が出るのだと。そういうことをよその市町村の関係者の方からお聞きしたことがあるのですけど、ただ、今、竜王町では石綿管を入れ替える計画というのは、今日まであまりなかったと思っています。ただ、新設で延ばすというところは、先ほど課長が言われました、これからはポリパイだと、地震にも強いから、そういう工法はされています。ただ、国からそういう補助なり、全額ということはないと思いますけど、そ

ういう補助をやはり考えていただいて、研究していただいて、事故が起こったら、断水したらお客さんに迷惑がかかるのだと。

この前の弓削地先の水道の破裂でも、2日間断水した地区もありました。断水されたおうちはかなり苦情も、今は水洗便所でございますので、一番それが問題なのです。普通の炊事だけだったら何とかできるけども、水洗というのは1回ずつ流さないといけない。水がないということは大変生活に困るわけでございますので、そこらをひとつ考えていただいて、先ほど最後に言いました、どういう計画をすとか、そこらをもう1回、計画、「そういうように思っています」とか、そして、最後に町長さん、町長さんがいつも「安心・安全なまちづくり」だと、それが一番ですね。安心して住民さんが生活をしてもらえるようにするには、これは第一だと思うのです。わかってますか。そこらでひとつ、いい答弁をひとつ。それを聞いてもう私は終わります。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま菱田議員さんから、石綿管の布設替えの計画ということでご質問いただきました。

特に石綿管の布設替えにつきましては、現在、下水道工事の時に布設替えということで施工もしてきており、昨年度は下水道とは別に単独事業ということで、鏡地先の方で一部石綿管の布設替えを行っております。

本年度は岡屋の方で下水道と合わせて管理をしてきておりました。今後におきましては、先ほど議員さんからおっしゃいましたとおり、国庫補助事業の採択を受ける中において、順次、布設替えをしていくように計画をしております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） 町長、最後、詰めをひとつお願いします。

今の課長が言われた、入れ替えは鏡地先にしたと。というのは、下水道をしたところ、松が丘・山之上とか、そこらを、はっきり言って、私から言ったらちよっとおかしいなと思うのですが、下水道の人孔から人孔の間は、石綿管が残っているのです。こちらからは、下水だから県費か国費か何かで、水道と一緒に入れていくわけですね。そうすると、その間、50なら50m・100mというのはポンポンあるわけです。下水道はもう、今入れて、またやり替えるというのはもったいないことですから、そこまではいいと。下水道もかなり進捗していますから、あとそういうところが残っているのだと。そこらを頭に入れて、ひとつ

町長さん、最後よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 私もそのパイプの強度まではちょっと、プロではございませんので、わかりませんが、水の大切さ、これはもう議員さんがおっしゃるとおりでございます。人間、水だけでも1か月以上生き延びられるということを知ったことがございます。

阪神・淡路大震災、この教訓の中で、研修に行かせていただいた時に、これは区長様あるいは消防の方と一緒に参りました時に、避難所で一番困りましたと言ったのでしょうか、問題になったことの1つとしてトイレ、これをおっしゃっていました。議員さんの指摘のとおりでございます。トイレというのは、やはり水がないからだ。避難所の皆さん、水を希望されましたという話を聞きました。

竜王町にありまして、先の水道管破裂の事故の時に、たくさんの方にご迷惑をおかけいたしました。専門的なことは、これからやはり改修なり取り替えの計画は必要かと思えます。

それに先立ちまして、町民の皆さんにお一人おひとりがこういったライフライン、水とかほかにもございますけども、毎日を点検のチェックマンと言うのでしょうか、皆さんの目で漏れを早く発見していただく、あるいは流れがちょっとおかしいとか、あるいは音もおかしいとか、町にありましてはメーターの触れがちょっと異常だというようなことを見逃さない。そして、ちょっとでも早く気がついて被害を最小限度に抑えることと同時に、老朽化している管、これはあろうかと思えます。工事の時の状況をつぶさにチェックすれば、どういう管が使われて、どれだけの距離にどういったものが入っているか、すぐわかるわけでありまして、それをもう一度点検し直すことから入らせていただきたいという具合に思えます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、貴多正幸議員。

○2番（貴多正幸） 平成21年第4回定例会一般質問として、壮年層からの介護予防について、お伺いしたいと思います。

現在、当町においては、各自治会ならびに地域包括支援センターを中心に、おたっしや教室や特定高齢者施策を充実させ、誰もが住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らせるようにと、介護予防事業が取り組まれています。

一般に介護予防と言いますと、高齢者になってからと考えがちですが、生活習慣病を注意しなければならない壮年層から、しっかりとした健康管理や病気・介

護に関して予防をする必要があると考えます。

しかしながら、当町における特定健診の受診率は、平成20年度で34.0%、平成21年度においては11月12日現在で26.5%となっており、決して高い数字ではないように思われます。また、国保事業会計における療養給付費、介護保険事業会計における居宅介護サービス給付費の増額補正は毎回のように入程され、理由として、患者や利用者が増加しているから仕方がないとはいうものの、何らかの施策も必要と考えます。

以上のことから、当町において、誰もが住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らせるために、健康を維持・増進するために実施されている施策と、新年度に向けてどのような施策を考えておられるのか、お伺いします。

**○議長（寺島健一）** 山添住民福祉主監。

**○住民福祉主監（山添登代一）** 貴多正幸議員の「壮年層からの介護予防について」のご質問にお答えいたします。

誰もが、生涯を健康で過ごしたいと願っております。ところが、食生活の偏りや運動不足などの日常化により、心臓病・脳血管疾患等の生活習慣病が増加していることが大きな問題となっております。

これからは、いかに健康寿命を延ばし、生活の質を高めていくかが問われる時代であり、そのためには、疾病の早期発見・治療にとどまらず、若いうちから生活習慣を見直し疾病を予防するとともに、運動習慣を身につけるなど、積極的な健康づくりが重要であると考えております。

健康を維持・増進するために実施している施策と、新年度に向けての考えについてのお尋ねではありますが、竜王町では健康づくりの入り口となります病気の早期発見・早期治療の取り組みとして、若年健診や各種がん検診、生活習慣病を見直す特定健診の実施、また、健康の維持向上を目的に特定保健指導・健康教室・栄養健康相談・訪問指導・ヘルスアップ教室等を実施しております。

若い時期から健康管理に関心を持つきっかけとなるものが若年健診・特定健診であり、まずは受診率を向上させる必要があると感じております。平成22年度におきましても5月から6月に集団健診や医療機関での健診を予定しておりますが、受診率アップに向けまして未受診者への対策として、時期をずらした再度の集団検診や医療機関受診の呼びかけ案内、また、健診会場の増設を検討いたしております。さらには、全額自己負担にはなりますが、個人が希望する場合に健診項目の追加設定など、健診への関心を深めてもらうような方法を検討いたして

いるところでございます。

また、健康の維持向上については、今後、保健事業の対象者を確実に把握するとともに、保健指導を受けて効果があった事例を周知することも含め、保健指導を受けることの効果を実感していただけるような保健指導に努めてまいりたいと思います。

また、日常生活における運動習慣は、健康な人生を送る基礎になると考えますので、竜王町地域振興事業団や町教育委員会生涯学習課と連携を図り、日常生活での運動の動機付けや習慣づけることに取り組んでまいりたいと考えております。併せて、健康づくりに取り組む個人・団体を支援する環境を整えていくことが必要であると思っております。健康推進課を中心に、元気でいきいき暮せるまちづくりをめざし、健診・保健指導に一層力を入れ、健康で長生きできるまちをめざしたいと考えております。以上、貴多議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 2番、貴多議員。

**○2番（貴多正幸）** 今、答弁いただいたわけですがけれども、やはり健康推進課単独でいきますと、受診率を高めるための施策をどのようにするかということになっていくことだけかなというふうに思うのです。

会場の増設とか時期をずらした呼びかけとか、もちろん、もっともっとPRしていただかないといけないなというふうには考えるのですがけれども、主監がおっしゃられた中にも、運動習慣を身につけるとか、地域振興事業団また教育委員会とも連携を進めていくという中で、竜王町にはドラゴンスポーツクラブというものがあるわけなんですけれども、このドラゴンスポーツクラブの規約には、目的として第2条で「クラブは、日常生活の中で自らスポーツを楽しみ、会員の健全な心身の育成を図るとともに、生涯スポーツの振興を通じて活力あるまちづくり、人づくりに寄与すること目的とする」と、いうことでつくられているわけです。

またちょっと調べさせてもらったのですがけれども、国の方ではスポーツ振興法というのがありまして、施策の方針、第3条ですがけれども、「国および地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施にあたっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適正および健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」というふうに書いてあるわけです。

そういったこともあって、ドラゴンスポーツクラブというのをつくられているのとは思うのですけれども、実際に今、教育委員会の方としてドラゴンスポーツクラブまたは事業団にどのような支援とかをされているのか。実際つくってしまったら終わりということではなくて、現在どのような形で町民の皆さんがスポーツを楽しめるような状態にもっていけるのか、支援されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** 貴多議員から、介護予防という視点から、運動習慣にかかわって、町教育委員会あるいはまた地域振興事業団がどのようなことをしているのかということ、あわせてスポーツクラブの様子、そのかわり等についてご質問をいただきました。

去る12月16日の京都新聞に、竜王町のドラゴンスポーツクラブと言うのが紹介をされております。その中では、地域丸ごと元気というコーナーがございますが、その中で、「楽しむ工夫を凝らす竜王町ドラゴンスポーツクラブ」ということで、クラブマネージャーの談話、あるいはまた、その運営を担っていただいております体育指導員さんの談話、また、当日参加されました方の感想なども載っております。大きく情報発信をいただいているところでございます。

この記事によりますと、会員は286名、17クラブがあり、幼稚園の年少から84歳の方までが参加をされているというようなことも載っております。このことは、幅広く楽しくスポーツをしていくということで、会員を集められて伸ばされる、よい機会であろうかなと思っておりますし、このクラブの運営に関しましては、当初、教育委員会の方で立ち上げたものでございますけれども、スポーツ活動の拠点、地域振興事業団の方で現在は事務局体制を持っていただいて、運営に携わっていただく民間の皆さん方のご意見を取り入れて、運営をさせていただいております。もちろん、その運営委員会には教育委員会も出向きまして、新たなメニューづくりなんかについてもいろいろ一緒になって検討を加えているというところでございます。

特に、今年は4つの新しいメニューもできております。そうした中でも、特に力を入れていただいておりますメニューといたしましては、「スポーツをしよう」という新たなメニューで、ニュースポーツを毎回変えながらやっていくというのが今年から入ってきてまして、その辺に他世代の交流もあって、お互いに元気をもらっているというような感じの取り組みになっていると聞かせてもらっている

ところでございます。

そうしたことで、いろいろスポーツクラブを通じましても介護予防・健康推進ができておりますし、あるいはまた地域振興事業団の方の自主事業ということで、「はつらつシリーズ」というのがございまして、はつらつウォーキング・はつらつサイズ、あるいははつらつスイミング、あるいはまたアクアビクス等について、ちょうど中高年、団塊の世代の皆さん方を焦点にしたこうしたスクールを開いていこうということで、教育委員会あるいは事業団とのいろいろな協議の中で進めをさせていただいているところがございます。

一例でございますが、ご質問いただきました、その様子について紹介とさせていただきます、ご質問の答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 2番、貴多議員。

**○2番（貴多正幸）** 今、ドラゴンスポーツクラブの概要とか、やっておられる内容とか聞いて、非常に幅広くやっただいているなというふうには感じるわけでございますけれども、先ほど山添主監がおっしゃった中にも、連携という言葉がありました。私も特定健診を受けさせてもらっているのですけれども、健診を受けて終わった後に、保健師さんから「体脂肪率が高いので、ちょっと運動をされたらどうですか」みたいなことを言われたのですけれども、運動するというのも、一人で歩く方もおられれば、例えばこういったドラゴンスポーツクラブに加入される方もいろいろとおられると思うのです。例えばそういった健診の時に、事業団からとかドラゴンスポーツクラブからとか、1人2人来てもらっていて、その場で、例えば「ドラゴンスポーツクラブではこんなことをやっています」とか、そういったPRもしてもらって、健康推進課における健康診断だけではなく、その後、例えばこういった運動に持っていけるような流れもひとつ必要ではないのかなというふう考えるわけです。

縦割り行政とよく言われるところなんですけれども、町民の健康を考えたら、すべての課で考えているわけですね。健康推進課だけで、健診の受診率を高めるということだけでなく、教育委員会とかドラゴンスポーツクラブとか、いろいろあるので、そういったところが皆一堂に寄って、話し合いもしてもらいながら、よりよい健康づくりの発展に寄与してもらいたいなというふう考えるわけです。

そこで、最後に町長に質問したいのですけれども、町長として、やはり町民さんの健康問題についてどのようにお考えになっておられるのかということと、今、

私が提案と言うほどのものでもないですけれども、皆さんに寄ってもらってというように話をさせてもらったのですけれども、やはり、もうじき年の瀬を迎えて、新年度を3ヶ月後に迎えるわけですから、やはり新年度に向けて今年度中に、例えばそういった会議を開いていただいて、何か話をしていただけるような機会を持っていただけるのかどうか。「検討します」と、よくおっしゃられるのですけれども、検討するという中でも、やはり日を切ってもらいたいというふうには考えるのです。なかなか定例会が終わったあとすぐにしてほしいと言っても、都合や予定があるので、無理かもわからないのですけれども、だいたいいつぐらいまでには、「よし、わかった」と、こういうふうなことを考えてみようかなというふうに思っただけならば、そういったことも含めてご回答をいただきたいなと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんのご質問でございます。日本人の平均寿命が、女性では86歳、男性で80歳弱ぐらいでしょうか、女性はもうずっと世界一でございます。議員さんおっしゃるように、健康寿命というのがやはり大切な要素でございます。

私はあちこち介護予防拠点の施設等を回らせていただいております。議員さんからもいろいろとお話をいただいているとおりでございます。そういった中にありまして、やはり、できたら介護のお世話にならなくていいようにとか、もう少し進みますと、寝たきりになるわけでございます。私は、竜王町から寝たきりの方がもう本当にゼロであってほしいなという思いなのです。なかなかこれは難しいかも知れませんが、やはりそういう面で介護予防とか、また介護のお世話にならなくてもいいような健康づくり、これは非常に重要な要素でございます。

過去、健康に対して確か当時の厚生省だと思っておりますけれども、健康は栄養と休養と運動であると。栄養は皆さんもう満ち足りていると想われます。休養はと言いますと、これは就いておられるお仕事とか、あるいは携わっておられる役職とか、そういうことでなかなか休養がとりにくい。ストレスが残るということもあろうかと思えます。もう1つ重要な要素が運動でございます。この運動の要素をしっかりと取り入れて、健康づくりに取り組んでいく。このことが日本の将来の医療費を抑えていく、これに対しても非常に大きな要素になってくるということで、健康づくりの中の栄養・休養・運動、これを強く国民に訴えられた経緯があるわけでありまして。

竜王町は、皆様のご理解を得てあちこちにいろいろ意味で身体を鍛えられる、そういった施設ができましたので、その施設の係の方だけでなく、町としてこういった施設へみんな行きましようとか、ここでこういったことを、たとえ1週間に1日でもやりましようというような取り組み、これは大事な要素になってくるのではないかなと思っておるわけでございます。

竜王町でつくっております「いきいき健康プラン21」、これを本当に、つくただけに終わらずに、1つでも実践する。これが我々の課題ではないかなと。いつまでに、こういった会議をという約束をせよということでございますけれども、私も正月には元旦マラソンに行かせていただきます。そういったことをあわせまして、議員の皆さまの中には体育に率先してお取り組みいただいている方もいらっしゃるわけですし、学校の関係の方もおられるわけでございますので、皆さんと相談しながら、お1人でも自主的に自分の健康を守るスポーツにも取り組む。こういったことで町の皆さんの機運が高まっていく、これがひいては竜王町の財政を側面で支えると言うのでしょうか、そういった面につながっていくのではないかなという思いをいたしているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により会議時間を延長することといたしますので、あらかじめご了承願います。

9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 平成21年第4回定例会一般質問、私は3問の質問をさせていただきます。

まず最初に、学力・学習の状況についてということで質問させていただきます。

本年も小学生の全国学力テストが行なわれ、竜王町では国語・算数において課題があると聞いております。しかしながら、児童数の少なさや、特別な配慮を要する児童が多い現状を考えると、全国・県との単なる数値比較や、各領域の平均点による特徴付けだけではなく、児童個々の問題としてとらえ、回答・達成率を細かく分析することにより、上位層と下位層の平均正答率や、児童質問紙の内容結果を比較していただき、今回の学力テストにどのような評価を持っておられるのかをお伺いいたします。

また、町独自で実施した学力テストの結果もあわせて分析をしていただき、児童の学力向上に向けての具体的な対策をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 岡山富男議員さんの「学力・学習の状況について」のご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は平成19年度から実施され、今年度で3回目となります。竜王町立小・中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生全員が受験いたしました。

平成19年度の答弁でもご説明をさせていただきましたが、議員ご高承のとおり、本調査により測定できるのは学力にかかる特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないこと等を踏まえ、市町間や学校間の序列化や差別化、また過度な競争につながることを避けるため、学校名等を明らかにした数値の公表は行っておりませんので、その点につきましてはご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、全国学力学習状況調査の結果を活用し、学校改善等に取り組んでいる経緯については、本町独自の小学生学力向上事業において実施しました、いわゆる「つまずき診断テスト」の分析結果を踏まえながら、今年度の全国学力学習状況調査結果の分析について回答させていただきます。

つまずき診断テストは、小学校においては、小学第4学年・第5学年の全児童を対象に、標準学力調査を実施したものでございます。この学力調査は、目標標準評価、それは前年度までの教育課程の定着状況および到達状況を数値として評価するものでございますが、それに基づき実施いたしました。

小学校第4学年におきましては、国語科については全体として73.6%の到達率でありながらも、漢字については「書くこと」、作文については「相手や目的に応じて、適切に書くこと」、「考えが明確になるように、段落相互の関係を考えて書く」ことの到達率が50%前後と、課題がある結果が出ています。

算数科につきましては全体として81.6%の到達率でしたが、数と計算の分野において「加法と減法を含む文章題の図示の仕方を理解する」ところが、50%を割る結果となりました。

同様に小学校第5学年においても、国語科では漢字と作文に加え説明文の読み取りに関しまして、算数科におきましては、分数の計算、三角形の角の大きさについて到達率に課題がありました。

このことを、第6学年において実施いたしました全国学力学習状況調査の分析結果と比較してみますと、小学校第4学年・第5学年と同様に、漢字の書き取り

や作文ならびに目的や意図に応じた段落の内容を読みとることに対して、課題が見られました。算数科に関しては、小数の乗法および除法に関する計算、面積を比較する問題等に課題が見られました。

これらのことから、本町における児童については、国語科においては漢字の書き取りや作文等の文章を書くこと、目的や意図に応じた段落の内容を読みとること、算数科におきましては、分数や小数の計算、図形のとらえ方等について、課題があることが明らかになっています。

なお、上位層と下位層に分けて分析したところ、特に下位層に見られた「無回答・無記入」の課題が明らかになっています。これは、児童質問紙からも「解答を文章で書く問題について、最後まで書こうと努力した児童の割合」が54.5%、「言葉や式を使って、わけや求め方を書く問題について、最後まで書こうと努力した児童の割合」は55.4%、「解答時間が余った児童の割合」は17.4%となっており、下位層には、問題を解く時間の配分や最後まで解答せずにあきらめてしまう児童が多いことがあげられます。

これらの課題に対応するため、両小学校におきましては、つまずき診断テストの個人成績表の返却に関しましては、児童との個別面談を実施した上で返却すること、つまり、担任から個々の課題を示しながら対応策について児童に助言・指導を行うこと。また、保護者懇談会等を利用して、各学級における分析等を踏まえ、保護者への対応策を示すことなどを周知しております。

こうした個別指導を実施するとともに、各学校に分析結果に基づく課題を明らかにし、解決策等を具体的に打ち出し、授業等の改善に役立てることとしました。ここでは、文部科学省から「学力学習状況調査等を活用した学校改善アクションプラン推進事業」の指定を受けた竜王西小学校が取り組んでいる具体策を紹介いたします。

竜王西小学校では、校内研究の主題を「豊かな言葉と心で伝え合い学び合う子どもたちをめざして」に設定し、教職員を「学び部会」と「くらし部会」とに分け実践を実施しております。

学び部会では、「基礎基本を大切にした思考力を伸ばす授業の創造」をテーマに、「学びの基礎づくり」として、読書活動の推進、少人数指導の工夫と充実、朝自習などのスキル学習の工夫、学習習慣の確立のため、家庭学習や保護者との連携に努めています。また、「思考力を伸ばす授業づくり」として、思考力を培う国語科の授業研究ならびに研究協議会を、県教委・町教委の指導主事に指導を

受けながら毎月研究を実施しています。

一方、くらし部会では、「豊かな関わりを生み出す場や活動の創造～コミュニケーションを支え、高める場～」をテーマに、「関わりを深める活動」として、ワークショップ手法（P A（プロジェクトアドベンチャー）ならびに構成的グループエンカウンター等）を取り入れた学級集団づくり、同学年の活動交流の充実、虹色お話隊など幼小連携や異学年間の交流活動の充実、生活・生徒指導として生活リズムを整える取り組み等を実施しています。

これらの取り組みにつきましては、国語科をはじめとした全教育活動を通して実施するとともに、P T A学力向上委員会とも連携する中で、つまずき診断テストや全国学力学習状況調査分析結果から明らかになった課題の解決に努めております。今後も実践研究の成果を見守るとともに、子どもたちに「確かな学力」を培うことは、教育委員会や各学校に与えられた使命として真摯に取り組む所存でございます。以上、岡山議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 9番、岡山議員。

**○9番（岡山富男）** 特に今、課長から言われましたP T Aの学力向上委員会ですが、これ自体がどれだけの今動きをされているのかどうかというのが問題になっているかなと思うのです。

特に学校とこのP T Aという中でも、三役ぐらいが動いているだけで、本当に保護者の皆さん自体が全体に伝わっているかどうかというのが問題かなと思っております。自分のところの子はそんなことに関係ないのだという感覚を持っておられる保護者の方がもしおられるかもわからないということもありますし、やはりこれ自体が本当に今問題だということになっていけば、すべての保護者の方々にしっかりとこれをどこかの場で話をさせていただかなければいけないと思います。

ただ、今、課長が言われましたように、西小学校と中学校がこういうことをされているということなんですけれども、やはり竜王小学校自体にもそういうものは、今はこの中に入っていないということではなして、竜王町全体として子どもたちの学力の向上をしていかなければいけない。特に言われているのが文章、読む・聞かせる、ここがものすごく課題になっているということを聞かせてももらっております。このところが実際にどこまで子どもたちが理解をしているのかなというところまで、ちょっともう一度質問したいと思います。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。簡単明瞭にお願いします。

○学務課長（富長宗生） ご質問にありましたPTA学力向上委員会のことにつきまして、これは竜王西小学校・竜王中学校のPTA・学校だけではなくて、竜王小学校にも同じように加わってもらっております。町全体を挙げてまずは取り組んでいる活動でございます。

それから、どうしても啓発だけに終わりがちですので、それをPTA総会あるいはPTAの学期懇談会等、あるいは学級懇談会等で保護者と接する機会の中で、できるだけ学習について話をさせていただくようにしております。

特に西小学校におきましては、家庭学習の仕方というふうな、勉強の仕方の冊子を学校の方でつくりまして、それを保護者の方に配布しているところです。

それと、竜王小学校におきましても、研究主題を「子どもたちの主体的な学習を支える力の育成」、「読みの力を育てる指導のあり方」というふうに定めまして、毎月1回、校内研究を実施しております。幼少連携、外国語活動等の研究に特に力を入れて取り組んでいるところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 次に、2問目の「地元企業・商工業の育成を」ということで質問させていただきます。

昨年以來、リーマンショックによる世界全体が不景気な時代になっています。町内でも、その影響が出てきており、その中で地元企業・商工業が充実していくためには、行政と企業・商工業が一体となって発展していかなければならないと思います。その中で4つの質問をさせていただきます。

1つ目に、行政の中で商工会の位置づけはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。2つ目としまして、町内企業の生産・販売されているものは、行政として把握されているのか、お伺いいたします。3つ目、来年度には大型商業施設等が進出されるが、地元の商店をどのように活性化を考えておられるのか、お伺いいたします。4つ目は、町長は各種団体・企業役員と懇談されていると思いますが、今の状況をどのように感じておられるのか、お伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 岡山富男議員の「地元企業・商工業の育成を」についてのご質問にお答えします。

第1点目の「商工会の位置づけ」であります。商工会のあるべき姿としては町内商工業者の経営改善とその指導、町内の経済振興を図るための活動と福祉の増進のための目的として、さらには、小規模な自治体であることから、中小企業事業者への経営改善指導、金融指導等、特に地元との深い関わりをするための地域貢献に活動していただいております。

昨年来の長引く景気の低迷により、竜王町内の企業・事業所においても依然厳しい状況が続く中、各事業所が経営改善に努力されております。商工会では、特に小規模事業者に対する経営改善普及事業として、経営指導員による巡回、窓口指導や相談指導等、経営支援員による記帳指導等を強めていただいております。さらに、地域の経済振興発展を図るための地域総合振興事業、若手後継者等の人材育成や商業振興事業等の各種事業に取り組んでいただいております。

行政といたしましても、町内商工業振興を図る上では商工会の組織・機能の向上が必要と考えており、商工会への一部対策を行っておりますが、一方では自立に向けた協議を進めていきたいと考えております。

次に、町内企業の生産・販売についてでございますが、平成19年の県統計によりますと、町内の商業事業所については110事業所あり、そのうち飲食料点小売業が38事業所、自動車・自転車小売業が13事業所、建築材料・金属材料等卸売業が10事業所、織物・衣服・身の回り品小売業が9事業所、その他機械器具の卸売業・小売業等があり、年間の商品販売額については、200億円となっております。

また、工業事業所（従業者4人以上の製造事業所）については、39事業所あり、そのうち一般機械が9事業所、金属製品が8事業所、その他、プラスチック、輸送機械、繊維工業、食料品等の事業所があります。年間の製造品出荷額等については6,441億円となっており、県内で3番目の製造品出荷額等となっております。

次に、「来年度に大型商業施設等が町内に進出されるにあたって、地元商店の活性化について」であります。この景気の低迷と後継者不足から厳しい状況の中ではありますが、新たに年間400万人の集客が見込まれていることから、町商業の活性化を図るため、商工会を通じた中で地元商店の新たなビジネスチャンスととらえ、テナント出店も視野に入れながら、一方では誘導を図るなど大型商業施設等との共存共栄を目指し、関係機関と調整し商工業の発展を図っていきたいと考えております。

さらに地元商品販売に付加価値をつけたサービスの提供や、農業者と商工業者の連携による地元農産品を活かした土産土法、新たな竜王ブランドを創出できるよう支援していきたいと考えております。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山富男議員の「地元企業・商工業の育成を」についてのご質問の中で、今日の状況をどのように感じているかについてのお尋ねに対する質問にお答えさせていただきます。

現在の日本の経済状況について私なりに分析しているのでございますけども、1つ目に、11月度月例経済報告で政府が、デフレ傾向にあると発表したこと。2つ目に、ドバイショック以後、円が独歩高の状態にあること。3つ目に、弱含みではありますが、株価が乱高下していること。4つ目に、国内失業者数が360万人以上、有効求人倍率が県内では0.36～0.38の間で推移していること。5つ目に、今冬のボーナスが民間企業では20年前の水準にまで低くなったこと。6つ目でございますけども、この夏場に経済・景気の底打ちになったと報じられまして、その後、半年も経たない間にデフレ宣言から、最近では2番底へ行くのではないかという声も聞かれるくらいでございます。さらに、日銀の短観（企業短期経済観測調査）も、日本経済は踊り場状態にあると報じたところでございます。

以上から考えまして、日本の国際競争力が落ちてきたことは否めないこととございますし、加えて政局が極めて不安定な状態の中、国債発行が歯止めとされている44兆円を超え、これが50兆円以上ともなりますと、今度の7.2兆円の経済対策補正予算の効果を期待はいたしたいところでございますけども、何かそれ以上の流れで経済動向はマイナスの方へ行っているのではないかなという具合に思えるところでございます。

私の考えておりますことを業界の関係者あるいは金融機関の方にお話し申し上げますと、「町長、まさに私もそのとおりだと思います」と。そして経営者の方は、「むしろ私たちは、どうして経営を継続していこうか、もう目先だけのことで精一杯でございます、危機感が一番大きくなっているのではないか」という具合におっしゃっています。これはもう皆さん口を揃えての表現でございます。

県下の金融機関の方の話でございますけども、企業の決算、これは今期でございます。軒並み、前年度対比大幅悪化となるものという具合に見ておられます。

私が心配いたしますのは、さらに失業者数が増加すること、あるいは低所得者層も増えること、それから、国民生活水準が低下してきておりますことから発生します諸々の社会問題、これがさらに厳しさを増してくるのではないかなという具合に思っているところでございます。

以上、私なりに現在の企業・商工業の方々における状況として感じるものでありますことを申し上げ、岡山富男議員の質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** ありがとうございます。

特に、なぜ2番の企業の生産のことを把握しているかと聞くかと言いますと、実は総務産業建設常任委員会でも、企業へ研修に行かせてもらった中で、さまざまなものをつくっておられるのですね。その中でも、道路に対してもカーブミラーをつくっておられたり、フェンスをつくっておられたりとか、また、1つの企業でいきましたらコピー機をつくっておられるとか、いろいろなそういうようなものをたくさん町内でもつくっておられるのです。やはりそういうところに対して、実際につくっておられるということは、それを利活用していただける。町内でそういうものを使っただけのような、そういうことを町として支援を、また土木とかそういう時にも、竜王のそういうものを使っただけなというような思いを持っているのですけれども、そういうところはやはり行政としては支援はしていただけないのかどうか、お伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 小西産業建設主監。

**○産業建設主監（小西久次）** 岡山議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、町内に数十社の企業がございます。その中で、従来から行政といたしましては、特にご質問がありました町内産業にかかわります部分、土木産業ですと、例えばカーブミラーとかガードレール、そういうものにつきましては、特に町内に企業があるならばその部分を利用するという部分で、以前にも下水道工事を発注させていただいた時に、そのメーカーのパイプを使ったということでご指導もしてまいりました。

ただ、今現在、それぞれやはり公共事業が少なくなっておる関係で、なかなかそういう部分については特記的な部分はできませんけれども、今後におきましても、そういう発注に関しましても指導させていただきたいと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 先ほどの「支援」ではなくて「指導」ですね。指導していただいているということですね。すみません。

次に移らせていただきます。ペットのフンポイ捨て禁止についてということで質問させていただきます。朝夕ペットを連れて散歩をされている方をよく見かけます。多くの方はマナーを守り、ペットのフンの処理袋を持っておられますが、ごく一部の方は何も持たずに散歩されておられます。特に犬は同じ所でフンをするという聞いていますが、処理をせずに他の家の前や通学路・農道等に放置すると、景観や衛生面からも悪影響を及ぼします。

家族の一員のように考えておられる自分のペットのフンは自分で始末をするよう、行政でも広報などをされていると思いますが、まだまだこのような現状があること、また、今後、強化対策についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

美松台では、地域住民が構成されている自主活動グループ「ワンワンクラブ」では、月1回、フン拾いをされています。また、自治会としても役員さんによって10月・11月にペットのフン拾いをされました。

そのようなことから、竜王町の環境にやさしいまちづくりの活動の一環として、他の地域でもこのような自主的な活動が広がるよう取り組んでいただくことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 岡山富男議員さんの「ペットのフンポイ捨て禁止について」のご質問にお答えさせていただきます。

犬と人とのかかわりは数千年の昔からあったと言われており、そのかかわり方は、番犬・狩猟犬や愛玩犬などさまざまであると言われていています。平成19年9月の県政モニターによる「動物愛護」についてのアンケートでは、犬を飼っている理由には「気持ちになごむ、いやされるから」、「好きだから」、「子供の情操教育によいから」などの意見が多くあげられており、動物との精神的な結びつきが重要視されていることを伺えることができます。

このような背景のもと、依然としてペットブームが続いておりますが、室内犬・室外犬を問わず飼養での問題が発生していることも事実でございます。今日では犬を飼うことによるトラブルをなくすため、理由の如何を問わず犬を飼ったり保管したりする場合には、①所有の明示、②健康および安全の保持、③生活環

境の保全、④適正な飼養数、繁殖の制限、⑤放し飼いの禁止、⑥犬をつなぐ場所、⑦犬のしつけ等、多くの基準(ルール)が定められています。

ご質問いただいております内容につきましては、③の生活環境の保全にかかわることであり、その基準(ルール)には、フンや尿、毛などで公共の場所や他人の土地・建物などを汚さないようにしなくてはならないと定められています。

このようなことから、町民の皆様には11月号の広報「環境シリーズ」の中で、「犬の飼い方のマナーを守りましょう」のテーマをお願いをさせていただいたところでございます。また、湖南市(岩根)に所在します県の動物保護管理センターでは、犬の譲渡会、犬の飼い方講習会や初歩の犬のしつけ方教室が開催されていますが、生活安全課の窓口にて周知をさせていただいております。

私たちみんなが快適で文化的な生活を営む上には、さまざまなルールを守らなければなりません。飼養動物の糞尿対策につきましては、先進的なお取り組みの事例を参考にさせていただき、検討を行い、地域住民皆さま方とともに、環境にやさしいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員皆さま方をはじめ区長さま、住民皆さま方のご理解とご協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げまして、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長(寺島健一) 9番、岡山議員。

○9番(岡山富男) ありがとうございます。

だいぶん前だと思うのですが、これは私も聞いた話でわからないのですが、近江八幡市などはペットのフンのポイ捨ての禁止条例みたいな感じの、そんな話を聞いたと思うのです。そこまで徹底したことをされているのかなというのでも聞いたのですけれども、竜王町として田園薫るまちですので、その中で地元のところとかへ行きますと、田んぼとかそういうところではフンも栄養素になるのではないかという話になるかもわかりませんが、やはりそういうところではなしに、通学路とか人の家の前とかいうのは、その場におられる方が本当に嫌な目を、朝起きてパッと見たら、家の前にそういうものがあるということでは本当に嫌だと思うのです。嫌な気持ちに一日なるかなと思いますので、そういうところではやはりちゃんとしたマナーをしつけてもらうためにも、そういうきついところまでも持っていったらいいなと私は思うのですけれども、それができなくても、もっともっと広報とかそういうもので周知徹底をもっとたくさんしてもらえないでしょうか。もう一度だけ聞かせてもらって、終わらせてもらいます。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 岡山議員さんのからの再質問にお答えさせていただきます。

議員が申されましたとおり、近江八幡市また東近江市においては、このような条例が制定されているということをお聞きしております。いずれにおきましても罰則規定はないということで、住民の皆さん方がマナーを厳守していただくということでの意識づけの条例ということで理解をさせていただいております。

竜王町におきましては、現時点では住民皆さま方のマナーを守っていただけるというような趣旨での条例の制定については、現在考えておりません。

いずれにいたしましても、この問題につきましては各自治会でも解決していただける問題ではないかなと理解をいたしております。それぞれの地区での散歩コースの設定、あるいはそれに対する啓発の看板の設置、また手づくりのチラシ等もやっていただけるのではないかなと考えております。区民皆さま方でみんなで話し合ってください、ルールをつくってください、それをみんなで守っていただき、みんなで地区内のきれいな環境づくりに努めていただけたらなと考えておりますので、引き続きどうかよろしくお願いいたします。

なお、町といたしましても、引き続き環境問題に関するPR、あるいは県のさまざまな事業に対する啓発あるいはPRにつきましては、引き続きさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、岡山議員さんの再質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田義明議員。

○5番（山田義明） 継続可能な介護予防について、お伺いいたします。

国はもとより、竜王町においても高齢化が進んでおります。高齢とともに運動機能等の低下で、やむなく介護を受けられる方もたくさんおられます。誰もが、このような状態にはなりたくないのですが、個人差はありますので、仕方のないことでもあります。

このようにならないための取り組みも大切なことなので、我が竜王町も介護予防にも積極的に取り組まれており、従来、ソフト面においてもいろいろと充実されてきました。この10月には、総合運動公園で多世代交流型高齢者運動効果推進施設として「ドラゴンスポーツジム」がオープンし、ジム内には16台のトレーニングマシンが設置され、トレーナの方が常駐され、初心者の方でもわかりやすく指導が受けられるということでございます。

これからは、ハード面も充実されたことをごさいますので、この両面をしっかりと連携しながらの取り組みとなりますが、については、介護予防の各事業の短期的な取り組みとあわせて、各人の継続性のある長期的な取り組みはどのようにされるのか。また、特に体力的に弱い方への介護予防の支援には、町としてはどのようにされるのかをお伺いたします。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 山田義明議員の「継続可能な介護予防について」のご質問にお答えいたします。

介護予防は、高齢者の方がいつまでもいきいきとした毎日を送ることをめざしており、ただ単に要介護状態にならないことを目的とするものではなく、足腰の衰えやむせ・食欲低下・意欲低下を予防し、生きがいのある人生を送っていただくためのものです。

竜王町では、議員ご高承のとおり、一般高齢者施策として、おたっしや教室の中で運動機能向上や認知症予防、体力測定に取り組んでいただいております。また、その事業継続のため、おたっしや教室サポーターや介護予防サポーターの養成に努めております。

一方、特定高齢者施策としては、運動機能向上事業・口腔機能向上事業、また閉じこもり予防事業として各教室の開催を町内法人に委託して実施しております。特に運動機能向上につきましては、地域振興事業団と連携を図りながらドラゴンスポーツジムの活用を進めるとともに、高齢者健康づくり基盤整備モデル事業を活用し、アンクルリストウエイトを購入し、今年度内に体力づくりを充実させるための「いきいき百歳体操」指導員養成講座の開催を予定しております。次年度以降はおたっしや教室等において、いきいき百歳体操を取り入れ、身近な地域で体力・健康づくりに取り組んでいただけるよう支援してまいりたいと考えております。

また、体力が低下し、おたっしや教室の参加が困難になってきた場合や要介護度が進みましても、高齢者が何らかの支援が必要となられた場合におきましても、それぞれのステージで介護予防に取り組んでいただけるよう、地域包括支援センターを中心にケアマネージャーと調整を図りながら介護予防に取り組んでおり、今後もその方針で取り組んでまいります。

そして、これらの介護予防の継続のためには、高齢者の方の介護予防事業への参加意欲の喚起が必要でございます。今後は、家族・地域で介護予防の意味・必

要性を理解し、高齢者の方の各事業への参加を促し、支え合える地域づくりに向け、啓発が大切であると考えております。以上、山田議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） どうも回答ありがとうございました。

私は、「継続は力なり」と言われるのですけれども、日々、継続をすることによって運動機能の向上効果が出るものだと思っております。先ほどもちょっと言われたのですけれども、いきいき百歳体操ということでされるとということなんです。内容については後ほどまたご回答をお願いしたいと思っております。

また、実は私もちょっと思っていたのですが、当町では有線放送が毎日3時に、電波体操というような格好で放送を流されているわけがございます。これについて、各集落がおたっしや教室に参加されている方が活用されるといいのですが、一部の方はされているというように聞いております。この体操何ですけど、これは約5分間ほど流れるので、若干短いなと思っております。もし、有線放送さんのお許しがいただけるのだったら、この時間帯何とか活用して、今のおたっしや教室で活用されているいろいろ体操、こういったものも流していただくと、おたっしや教室で使われている体操が慣れ親しんで、親近感を持たれて、教室の開催日以外にでも活用されて、それなりに1つとしては継続されるのではないかなという思いもございます。

次に、おたっしや教室も体力的に大丈夫な方でも参加されてない方もおられますし、ぜひ、弱いなという方でも参加していただきたいと思う方でも、なかなか参加されておられない方もおられるのですけれども、実は、このおたっしや教室で活用されているストレッチ体操や、実は昨夜の話ですが、ドラゴンスポーツクラブの指導者会議が行われまして、ヨガの指導員さんから、通ってもらっていると膝の痛みもなくなったというようなことも言われているという、そういう会員さんもおられるということもお聞きいたしました。できればそういう、ストレッチ体操以外にも、ヨガ等も入れていただいた、なかなか参加されないものから、なかなか老人の方は使い方が何とも言えないのですけれども、DVDに撮ってもらって、例えばある時間帯に毎日そのDVDを見ながら身体を継続的に動かしてもらおうという体操も、もし何でしたらそういう格好で、今のいきいき百歳体操ですか、こういった格好も取り入れてもらいたいと思うのです。

それともう1つですが、これは私の母親が脳梗塞で悪くなったこともありまし

て、もうちょっと内容がわからないのですけれども、リハビリがけっこう長期間かかるということになる方もおられるわけです。簡単に治られる方もおられますし、これについては、お医者さん等もそれなりに治療というか、そういったリハビリをされるわけですから、もし、リハビリの機器とか、あるいはマッサージ機器とか、どうしてもお医者さんはマッサージなんかされるのですけれども、そういったものが貸し出しできるようなことができるのだったら、ひとつまたそういったことも検討していただいたらどうかなという格好で、以上、3点、4点お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 山田議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

いきいき百歳体操といいますのは、おもりを使った筋力運動の体操のことを言います。アンクルリストウエイトと言われます、2kgまで10段階に調節ができるおもりを手首や足首につけて、ゆっくり椅子に座って負荷をかけながら身体を動かしていく中で、筋力をつけていっていただくということを目的とする運動でございます。

竜王町では今、おたっしや教室を始めさせていただいて、18年度からですので丸4年になるのですけれども、ストレッチを中心にしてまいりましたので、これからはやはり体力年齢ということとか、筋力はいくつになっても進歩をするというようところで、筋力をつけることによって、身体が軽くなり動くことが楽になるとも言われておりますし、年齢に関係なく運動することで筋力は向上するというので、一人ひとりの自立性を高めていき、いきいきとした生活を送っていただくためにということで、負荷をかけた運動ということで地域の方に入らせていただきたいというふうに思っております。

先ほどからご要望いただいております有線放送での放送とか、地域でのヨガとか事業団でのヨガとか、いろいろな形が考えられると思うのですが、住民さんにとっていろいろな施策を打たれて、自分の中で取り込んでいただけたところをいろいろ提供させていただくというのも1つの方向かなと思いますので、参考にさせていただいて、住民の皆さん、高齢の皆さんが取り組んでいただける1つでも方法を、できたら考えていきたいなと思っております。

それから最後、リハビリの関係でございますが、医療的なリハビリにつきましては、なかなか、病院の方が主になりますので、介護予防のところからはちょっ

とはずれのかなと思っておりますが、実は今年度、滋賀県のリハビリテーションセンターと共同いたしまして、自宅におられます要支援2・要介護1の方を中心に、「出前リハビリ」という事業をタイアップでさせていただきました。自宅の生活の中でリハビリをしていただくということで、家にいる日常生活の中で自分らしくリハビリに取り組んでいただいて、機能低下を防いでいただくという、医学面からと言いますか、ちょっと介護予防とは違うのですが、リハビリという視点で取り組みをさせていただきました。

こういうこともお呼びかけをいただきましたので、竜王町とタイアップをさせていただいたのですが、機会がありましたらこういう取り組みを継続しながら、地域の住民さんの健康づくり・介護予防に今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、またどうぞご支援なり、いろいろなお考えがございましたら、ぜひお教えいただきまして、よいものにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） どうもありがとうございました。継続可能な介護予防ということで、またこれからもご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） これをもちまして一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後5時52分）